

午後第一時ヨリ同二時迄判任官准判任官待遇參拜

次 閉扉

次 各退出

一、政始 一月四日には政始まつりごとをはじめと云ふ御儀式があります。これは午前時刻に、總理大臣を始め各大臣、樞密院議長、會計検査院長、警視總監、東京府知事などの各官吏が内閣に參集し、次いで、天皇陛下、内閣に出御ましく、て萬機の政を聞召し給ふ御式であります。其の次第を申し上げますと、先づ第一に伊勢神宮の事を奏上いたします。これは、前の年の十二月末に神宮祭主から、同年中、神宮の御祭典など、總べて御滞りなく済ませられたる旨の届出がありますから、此趣を陛下に申上ぐるのであります。此の時、陛下には、立御あらせ

られ、群臣一同これに倣ひ奉るとうけたまはつて居ります。斯くの如く、神事を先にさせ給ふことは、我國風に從ひ給ふ御思召におはして、いかにも貴き次第であります。次いで、總理大臣より各官廳のことを申し上げ、陛下は一々御聽取遊ばされ、御裁可畢はつて入御あらせられ、各員も次いで退出するのであります。一日の計は朝にあり、と申しまして、何事を爲すにも其の始めが最も大切で、始めに當つて充分手筈を定めて取りかゝらねばなりません。例へば、朝夙く起き出でて、手廻しをよくすれば、其日の事業は滞りなく進行する。これと反對に、朝に怠つたり、ぐずぐず時間を空費するやうな事があると、一日の事業は思ふやうに運ばず、今日爲すべきことが明日に残り、明日

の事が其の翌日に残り、事業は次第に滞つて、出来得べきことも出来ずにしまふのであります。一年間の事も同様で、年の始めに整然と手筈を定めて、規律正しくやつて行くと、何もかも思ふままに出来上がつて行くのです。畏も、天皇陛下は常に政治に御心を用ゐさせられ、斯くの如く、新年早々、群臣をお集めになつて、御政務を見そなはし給ふので、御勵精、實に申すもかしこきこととて御座います。臣民たるものは、よく大御心を奉體して、年の始めに一年の計を立て、規律正しく勉強して、怠らぬやうにせねばなりません。

二 講話資料

一 元始祭の名稱 明治五年十一月二十三日太政官布告第三百五十八號を以て、始めて此の名稱を定めらる。其の法文左の如し。

一月三日宮中神殿ニ於テ 實所竝八神・天神・地祇・御歴代皇靈ヲ御親祭在セラ
ル、是天日嗣ノ本始ヲ歳首ニ祀リ給フ義ナルヲ以テ之ヲ元始祭ト稱ス

二 四方拜の御儀式は、宮中限りのものなれども、元始祭は、全國一般の祭式なり。即ち、明治五年以來全國に於ける官幣社、國幣社より府縣鄉村社に至る迄、皆此の祭を行はしむることとなるなり。されば、大祭日中の第一に擧げられ、且つ當日は一般公休を賜ふこととなれり。

三 爰に、謹んで、今の宮城につき、其の沿革並に現状を記し奉らん、抑々江戸城を以て皇居と定め給ひしは、明治元年のことにして、即ち、同年十月十三日行政官沙汰に、御東臨之節、當城ヲ以テ 皇居ト被定候に付、以來東京城ト可稱事トあり。明治五年三月には、赤坂に離宮を置かれたり。然るに、明治六年五月五日、皇城火あり、天皇、皇后、赤坂離宮に御立退あらせられ、此處を假皇居と定められたり。越えて明治七年十二月、皇城内へ宮殿御再營仰出され、明治二十一年十月御落成、爾來「宮城」と稱せらるべき旨、宮内省より告示あり。斯くて、同二年一月十一日を以て御移轉仰出され、同日午前十時、假皇宮御出門、天皇、皇后御一列にて十一時宮

城へ御着輦あらせられたり。同二年一月十四日官報の録事に依れば、皇居御造營費合計金三百九十六萬八千二百三十一圓五十六錢五厘ニシテ一般人民ヨリノ獻金モ其中ニアリとあり。」

明治四十五年七月三十日、明治天皇崩御、大正元年七月三十一日、今上天皇陛下御踐祚遊ばされしも、御都合により、東宮にて在らせ給ひし頃の御所なる青山離宮より、日々宮城に出御御政務を總攬遊ばされしが、大正二年六月十八日を以て、青山離宮より移御遊ばされたり。

宮城内に於ける諸殿の名稱は、左の如くなりと承る。

- 正殿 鳳凰之間 豐明殿 御座所 奥御座所 皇后宮御座所 藤之間 胡蝶之間 竹之間 牡丹之間 千種之間 桐之間 葡萄之間 西一之間 西二之間 東一之間 東二之間 東溜 西溜 南溜 北溜 化粧之間 左廂 右廂

第二十二 紀元節（二月十一日）

（紀元節は、天長節及び新年の儀式と共に尊重すべきものであるから、その講話も亦一層の工夫を要することである。）

當日に於ける訓話の材料凡そ左の如し。

- 一、紀元節の由來及宮中御祭典
- 二、神武天皇の御偉業
- 三、憲法發布のこと及び立憲政體の本旨
- 四、皇室典範のこと

一 講話

紀元節は、我が國第一代の天皇に渡らせ給ふ神武天皇が、中州を御平定遊ばされて、大和國畝傍の橿原宮で、御即位の大禮を行ひ給ひたる日を記念するために定められた祝日であります。扱、此のめでたい日を以て、國家の一大祝日と定められたのは、明治五年十一月に、第一月廿九日神武天皇御即位相當

に付、祝日と被定、例年御祭典被執行候事」と、布告せられたのが始めてあつて、翌年三月に、此の祝日を紀元節と申さるゝことに定まりました。此の一月二十九日は陰曆でありまして、之を太陽曆に換算いたしますと、二月十一日に當るので、明治七年以後は、此の日を以て、紀元節とせられたのであります。

一、御親祭次第 紀元節には、天皇陛下は、宮中皇靈殿に於て御親祭を行はせられます。今、其の次第を申せば、午前八時に、御殿の御裝飾があらまして、朝の御祭典があります、午前九時から御親祭の御儀式があり、十時に出御、皇靈殿に御玉串を奉らせ給ひ、御拜告文を奏し給はる。次ぎに賢所を御拜あらせられ、畢つて入御あらせられます。續いて、皇后陛下、皇太子殿下、皇太子妃殿下の御拜があり、次ぎに、親王王以下の拜禮參拜

があり、午後五時よりは、更に、夕の御祭典があつて御神樂を奏せられます。

天皇陛下は、御親祭が御済みになりましたから、諸臣の參賀を受けさせ給ひ、午前十一時には、宮中の豊明殿に御出ましになりました。群臣百官に御宴を賜はります。御宴會中、前庭に於いて、伶人に舞樂を奏せしめられ、御宴畢つて入御あらせらるるのであります。

一、神武天皇御即位當時の御有様 謹んで、神武天皇御即位當時の御有様を考へまするに、天皇日向國高千穂の宮にましまして、御東征の策を定め給ひ、もろく皇族の方々と兵を率ゐさせ給ひて、道すじの國々を定めせられ、海路より河内に御上陸なされましたが、長髓彦の抵抗に遇ひ給ひて、再び海路より

南海を廻はつて紀伊に上陸し給ひ、熊野の險を越えて大和國に入らせ給ひ、遂に諸賊を御平定遊ばされて、大和なる傍畝の檀原の地を御見定めになつて、宮殿を造らせられました。當時、天皇の御詔に「東征より此に六年になるが、天神の威光によつて、賊も平ぎ、國々のはてまで悉く治まつたとは行かぬが、中州には、もはや何のさわぎもなくなつたから、都を奠め、宮居を立て、位に即いて人民を治め、天神の此の國を授け給ひたる大御心に答へたてまつらう」と言ふ御詞がございました。愈宮殿も出來上りまして、辛酉の年正月御即位の大禮を擧げさせられました。古き書物によつて、其の御有様を見奉れば、春正月に、檀原宮に都を定めて、御位に即き給ひ、媛蹈鞬五十鈴媛命を皇后に立て給ふたこと、又、天富命は、もろゝの忌部を率ゐ

て神器をさゝげて正殿に安置し奉り、天種子命は、天神の壽詞を申上げ奉り、可美眞手命は、内物部を率ゐて、矛楯をたてて威儀をおごそかにし、道臣命は、來目部をひきゐて、宮門を護り、ならびに、四方人民に拜觀をお許しになつて、皇位の尊きことを知らしめ給ひたること、が記してあります。誠に、御盛なる儀式であつたことと察し奉ります。

一、我が國體　斯くして天皇の御即位遊ばされてから、大正二年までは、實に二千五百七十三年、又、天皇より、今上天皇陛下までは、百二十二代、萬世一糸の皇統は、此後も連綿として無窮に傳はつて行くので、國運の隆々としてさかんなること、誠に慶びに堪えぬ次第であります。

世界には、種々の紀元がありまして、或は、耶蘇教を説きだし

たる、基督の降誕を紀元一年として數ふるのがあります。西曆何年と云ふのは、これに依るのであつて、今年は千九百十三年になつて居ります。或は、回々教を開いた、マホメットの降生の年を紀元一年とするのがあります。これは、西曆よりはずつと年代が新しい。是等は、何れも宗教上の紀元を用ゐたので、我が國の如く、第一代の天皇、御即位の年を紀元元年として、而かも二千五百有餘年の長きに涉つて居ると云ふめてた例は、他には一つもありません。世界何れの國と雖も、開國以來、君主が同じ血統から御出でになると云ふ事は、我が國の外には一國も無いのであつて、一の朝廷が亡びて次の朝廷が立ち、後の朝廷の國を奪ひ、朝廷のかはり目には、いつも戰亂が起り、血の川を流し、屍の山を築き、誠に忌はしきことの起るの

が例であります。而して、或は、君主政治であつたものが共和政治となり、共和政治であつたのが、君主政治となると云ふ様に政體も時々かはり、一定の國體を持たぬものが多いのであります。今、神武天皇御即位の年、即ち紀元元年にさかのぼつて、世界の有様を見ますと、隣國の支那は、古い國でありまして、其の時は、周と云ふ朝廷の惠王の十七年に當ります。西洋では、耶蘇紀元前六百六十年に當つて、今日世界の強國と云はれて居る、英吉利、佛蘭西、露西亞、獨逸などは、何れも野蠻未開の土地で、國家など云ふもの無い事は言ふ迄も無く、草木茫茫として、人跡も至らぬ有様であつたらうと思はれます。而かも、其の後、支那では、周以來殆んど二十回も朝廷がかはり、英吉利、佛蘭西、獨逸などでも、幾度も朝廷に變動があつて、今日に至つ

たのであります。實に、我が國建國の遠く深きことは、教育勅語にも「國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」と仰せられたる如く、遙かに世界各國に立ち勝れて居ります。此の立派なる國家に生れ、殊に今日の如き盛なる大御代に出遇ひたるものは、身の幸運を悦ぶと共に、斯くの如き國家の基を堅め給ひたる神武天皇の御偉功を仰ぎ奉り、益奮勵して國家の爲めに盡すべき心懸がなければならぬのであります。

一、憲法發布 本日の佳節を祝すると同時に、今日は、其の他にも亦、我が國民の最も深く記念して忘るべからざることがあります。即ち、明治二十二年の本日に、明治天皇は、憲法を御發布あそばされて、立憲政體の基を建てさせられたる一事であります。立憲政體とは、憲法を立て、君主が人民を統べ治め

らるる大權を明かにし、臣民の權利義務を定め、議會を開いて國家の政に與からしめ、上下共に國事に當る政體でありまして、文明國最善の政體であります。而して、憲法には、すべて是等の事を規定して、政治法律の大本となるのであります。憲法なき政體は專制政體と申して、君主が心のままに國民を治むるのであります。我が國も、もとは、專制政體の形でありましたけれども、御代々の天皇、國民を愛し給ひ、國民は又忠君の念厚く、專制政體であつても、外國の如くに、壓制に苦んだなど云ふ事は無かつたのであります。併し、西洋諸國の歴史を見ますと、專制の時代には、君主の意志が即ち法律であつて、人民は唯これに服従するばかりであり、且つ君臣の間も、我が國の如く美しい關係がありませんから、暴君が上にある時は、心の

まゝに人民を壓制して、無道の事を行ひ、人民はこれに堪えきれず、革命の亂を起して君主に背き、國家を覆すと云ふ様な忌はしいことも少くありませんでした。

明治天皇は、御即位の始めから、深く御心を政治に用ゐさせ給ひ、立憲政治は、皇祖皇宗が國民と一致協同せられて美なる國體を建てられたる御旨にもかなへ、且つは西洋文明諸國の一長所なることをも叡慮あらせられ、夙にその御準備をなし給ひ、明治十五年より伊藤博文に命じて憲法の草案を起さしめ、完成するを待たせられて、愈々明治二十二年の紀元節に此の千載不磨の大典を發布あそばされたのであります。吾等國民は、この憲法によつて、權利や財産の安定を保護せられ、文明の恩澤を樂むことを得るのであります。

其の他に今一つ心得置くべきことは、世界何れの國に於ても、立憲政治を創むる時には、必ず烈しき紛亂を生じて、幾多の人命を犠牲とするのが通例であります。故に其の憲法は、謂はゞ血を以て購つたのであります。然るに、我が大日本帝國憲法のみは、獨りさうで無く、天皇の臣民を慈み給ふ大御心から下し給ひたる恩賜であります。君民協和、朝野歡呼の間に、發布せられたのであります。されば、國民たるものは、どこ迄も厚くこれを遵奉しなければなりません。殊に、明治天皇は重ねて詔を下されて、

國家統治の大權は朕が之を祖宗に承けて、之を子孫に傳ふる所なり。朕及朕が子孫は將來此憲法の條章に循ひ之を行ふことを愆らさるべし。

と仰せられ

朕が在廷の大臣は、朕が爲に此憲法を施行するの責に任ずべく、朕が現在及將來の臣民は、此憲法に對し、永遠に従順の義務を負ふべし。と仰せられてあります。されば、國民たるものは、憲法を重んじ、つとめて、聖旨にかなへ奉ることを心がくべきであります。

二 講話資料

一 紀元御治定 明治五年十一月十五日太政官布告第三百四十二號を以て左の布達ありたり。

今般太陽歷御頒行 神武天皇御即位ヲ以テ紀元ト被定候ニ付其旨ヲ被爲告候爲メ來ル廿五日 御祭典被執行候事

但當日服者參 朝可憚事

又同日太政官布告第三百四十四號に曰く、第一月廿九日 神武天皇御即位相當ニ付祝日ト被定例年御祭典被執行候事

編者曰、一月廿九日は、太陽曆に換算して二月十一日に當れるを以て明治七年以後二月十一日を以て紀元節と定められしなり。

二 紀元節を祝日と定めらる 明治六年一月四日太政官布告第一號を以て、從來の五節を廢し、神武天皇御即位日及び天長節を祝日と定めらる。其の布告左の如し。

今般改歷ニ付人日・上巳・端午・七夕・重陽ノ五節ヲ廢シ 神武天皇即位日・天長節ノ兩日ヲ以テ自今祝日ト被定候事

三 紀元節の名稱御治定 明治六年三月七日太政官布告第九十一號を以て紀元節の名稱を定めらる。其の布告左の如し。

四 神武天皇御即位日紀元節ト被稱候事
宮中御祭典次第 紀元節當日御祭典次第左の如し

午前第八時御殿ノ裝飾ヲ奉仕ス

次 式部官員着床

次 開扉此ノ間奏樂

次 神饌御幣物ヲ供ス

午前第十時親王諸臣着床

次 出御

次 御玉串ヲ奉リ給ヒテ御拜

次 御告文ヲ奏セラル

次 賢所御拜

次 入御

次 皇太子殿下御拜

次 親王諸臣拜禮

次 御幣物神饌ヲ撤ス(此間奏樂)

次 閉扉(同上)

次 各員退出

午前第十一時 皇后陛下御玉串ヲ奉セラル

五

高千穂 日向國西臼杵郡高千穂村といふ所にして、中世は高知尾莊と稱へたり。

高知保神社は、天孫瓊々杵尊を奉祀せる社なり。又、高千穂宮は、大隅國始良郡襲山村なりとの説あり、又一説には、霧島神社の地ともいひ、又、鹿兒島神社なりともいひ、定説なし。又、高千穂宮は二ヶ所ありて、一は御陵のある大隅の霧島山にして、他の一は日向の臼杵郡なる高千穂なりとの説もあり。天孫降臨のときは、此の二つの内の何れへか先づ御降りになり、次に他の高千穂に降り給ひしと傳へられたれども、その何れが前後なるやを知るに由なし。路次より云へば、先づ日向の高千穂に御降臨あり、次に大隅の霧島山に御遷座あらせられたるものなるべしとの説もあり。事神代に屬すればその詳細は定かならず。

六

檀原宮の説明は神武天皇祭の條を参照せらるべし。

七

憲法の定義 統治權の所在及び其の行動の形式を定めたる成文法典にして且立憲國に缺くべからざる統治機關の權限を規定したるものなり。

八

我國憲法の沿革 我が國史に徴するに、崇神天皇の時既に詔書を以て、國家統

治國民を守るべき權限を定め給ひしこと日本紀の中に見えたり。即ち、

詔 惟我皇祖諸天皇等 光臨宸極者 豈爲一身乎 著所以司牧人神經綸天下 故能
世聞玄功 時流至德 今朕奉承大運 愛育黎元 何當非遵皇祖之跡 永保無窮之祚
其群卿百僚 竭爾忠貞 共安天下 不亦可乎。

是れに依て我が國には歴史以前より既に憲政の素地即ち實質上の憲法の行は
れたる事を知り得べし。又、聖德太子は憲法十七條を編み給ひしも、是れは統治
機關としてにあらざ、徳教の法典ともいふべき、即ち主として和親禮儀信義を諭
し、以て勸善懲惡の良典たる事、收斂の重きに過ぐるを戒め、民各々其の時を得べ
きを導き給ふにありしなり。然るに、政治的思想の漸次發達するに至り、憲法政
治の必要を感じ、廣く歐米の憲法を參酌し、我が國の國情を考へ、明治二十二年始
めて憲法の制定を見るに至りしなり。而して、是れ實に萬世不磨の法典なり。
九 大日本帝國憲法の基礎 明治二十二年制定の憲法の成立には、幾多の研究と
苦心とをかさねられたものなり。即ち、明治天皇御即位の初め、明治元年三月

十四日萬機親裁に歸するの實を擧げ給ひ、親ら紫宸殿の南に出御し給ひ、天神地
祇を祭り、五箇條の御誓文を以て廣く民衆に告げ給ふ。而して、政體書を頒布し
給ひ、官制を改め、愈立憲政治の基礎を確立し給ひしなり。

政體書の要 (明治元年四月二十七日)

- 一、大ニ新國是ヲ定メ制度規律ヲ建ツルハ御誓文ヲ以テ目的トス
- 一、天下ノ權力總テ之ヲ太政官ニ歸ス則政令ニ途ニ出ヅルノ患ナカラシム太政官ノ權
カチ分ツテ立法、行法、司法ノ三權トス即チ偏重ノ患ナカラシムルナリ
- 一、立法官ハ行法官ヲ兼ヌルヲ得ス行法官ハ立法官ヲ兼ヌルヲ得ス
- 一、各府藩縣皆貢士ヲ出シ議員トス議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ

議院憲法頒布の詔 (明治七年五月)

朕踐祚ノ初神明ニ誓ヒシ旨意ニ基キ漸次ニ之ヲ擴充シ全國人民ノ代議人ヲ召集シ公議
輿論ヲ以テ法律ヲ定メ上下協和民情暢達ノ路ヲ開キ全國人民ヲシテ各其業ニ安ンジ以
テ國家ノ重キヲ擔任スベキ義務アルコトヲ知ラシメンコトヲ期望ス故ニ先ヅ地方長官
ヲ召集シ人民ニ代ツテ協同公議セシム即チ議院憲法ヲ頒布ス各員其レ之ヲ遵守セヨ

立憲政黨の詔書 (明治八年四月十四日)

朕即位ノ初メ首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ求

ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ頼フニ中興日淺ク内治ノ事當ニ振作更張スベキモノ少シトセズ朕今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ掌クシ又地方長官ヲ召集シ民情ヲ通ジ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ汝有衆ト俱ニ其ノ處ニ頼ラント欲ス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ル、コトナク又或ハ過ムニ輕ク爲スニ急ナルコトナク其レ能ク朕ガ旨ヲ體シテ翼贊スル所アレ

一〇憲法の参照及び起草 明治十五年參議伊藤博文は、勅を奉じ、憲法調査の目的を帯びて歐洲に赴き、獨逸、奧地利、露西亞、佛國、英國、伊太利等を歴遊して、各國の憲法を研究し、翌十六年歸朝し、參議院内に憲法取調局を置き、帝國憲法編成の事を司らしむ。當時の委員は、伊藤博文を初め、井上毅、伊藤巳代治、金子堅太郎、専らその事に當り、我が國體を考へ、廣く歐洲列國の政體を參酌して草案を作り、之れを奏上するに至れり。明治二十一年四月、樞密院を設けられ、伊藤博文を議長とし、憲法及び諸法律案の諮詢を経て草案全く成る。當時諸外國に於ても、完全に制定せるものなく、其何れに準據すべきやは甚だ困難なりしが、普魯西は我が國體と類似の點多き所以を以て、主として此國の憲法に準じて制定せられたり。

而して此の普國の憲法は、一八五〇年白耳義の憲法を參酌し、白耳義憲法は、一七九一年と一八三〇年に佛國の憲法に據つて制定せられたるものにて、佛國は近古歐洲に於ける成文憲法の先驅なり、而して之は又北米合衆國の憲法に則りたる處多く、米國憲法は、英國の大憲章權利請願權利宣言等より生れ出てたるなり。故に、我が國の憲法は普、白、佛、米、英等に準據するものといふべきものならん。

一 各國憲法制定の年

普國	一八五〇年制定	佛國	一七九一年—一八三〇年制定
白耳義國	一七九一年—一八三〇年制定	英國	大憲章 一二一五年 權利請願 一六二八年 人身保護律 一六七九年 權利宣言 一六八八年
北米合衆國	一七八七年	獨逸國	一八六七年制定
和蘭國	一八一五年制定	瑞典國	一八〇九年制定
西班牙國	一八七六年制定	日本國	一八八九年制定
瑞典國	一八〇九年制定	奧地利國	一八六七年制定
		伊太利國	一八五四年制定
		日本國	一八八九年制定

一 憲法の發布 明治二十二年二月十一日紀元の佳節を以て 天皇賢所に參拜して祖宗の遺靈に告げ給ひし後憲法發布式を宮中に擧げさせ給ふ。皇族華族各大臣勅任奏任官地方長官府縣會議長を參列せしめられ 天皇親しく憲法を時の内閣總理大臣黒田清隆に授け給ふ。茲に始めて萬世不磨の大典は發布せられたるなり。此時に於ける告文及び憲法發布の勅語左の如し。

告文 (明治二十二年二月十一日)

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條草ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所

ト爲シ外ハ以テ臣民翼資ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八州民生ノ慶福ヲ増進スベシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタルマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕ガ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ詢ニ

皇祖

皇宗及我ガ

皇祖

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラザルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕ガ現在及將來ノ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ

神靈此レヲ鑑ミタマヘ

憲法發布勅語 (明治二十二年二月十一日)

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕ガ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我が祖我が宗ハ我が臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我が帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我が神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ我が臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕ガ意ヲ奉體シ朕ガ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我が帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハザルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕ガ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕ガ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕ガ率由スル所ヲ示シ朕ガ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タルモノヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム國家統治ノ大權ハ朕ガ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナ

リ朕及朕ガ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラザルベシ朕ハ我が臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ安全ナラシムベキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラバ朕及朕ガ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕ガ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕ガ在廷ノ大臣ハ朕ガ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スベク朕ガ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ議務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣

伯爵 黒田清隆

樞密院議長

伯爵 伊藤博文

第二十二 紀元節

五七

一三 憲法發布の御模様

明治二十二年二月十二日(官報)官廷録事

御親祭並ニ憲法發布式御模様 昨十一日ハ午前八時三十分ヲ以テ親王、大勳位、

内閣總理大臣、親任官、公爵、勳一等、在京勅任官、師團長、鎮守府司令長官、陸海軍將官、北海道廳長官、府縣知事、控訴院檢事長、府縣知事、侯爵、勳二等、勳三等、及伯爵總代、子爵總代、男爵總代、在京奏任官三等以上、始審裁判所長、始審裁判所上席檢事、内閣樞密院諸省、元老院警視廳ノ奏任官四等以下總代官應各三名、北海道廳府縣奏任官四等以下ノ總代三名、府縣會議長等御祭典ニ著床、第九時 出御御親祭畢リテ入御第十時憲法發布式内閣總理大臣以下御親祭著床ノ諸員入場、外國公使並

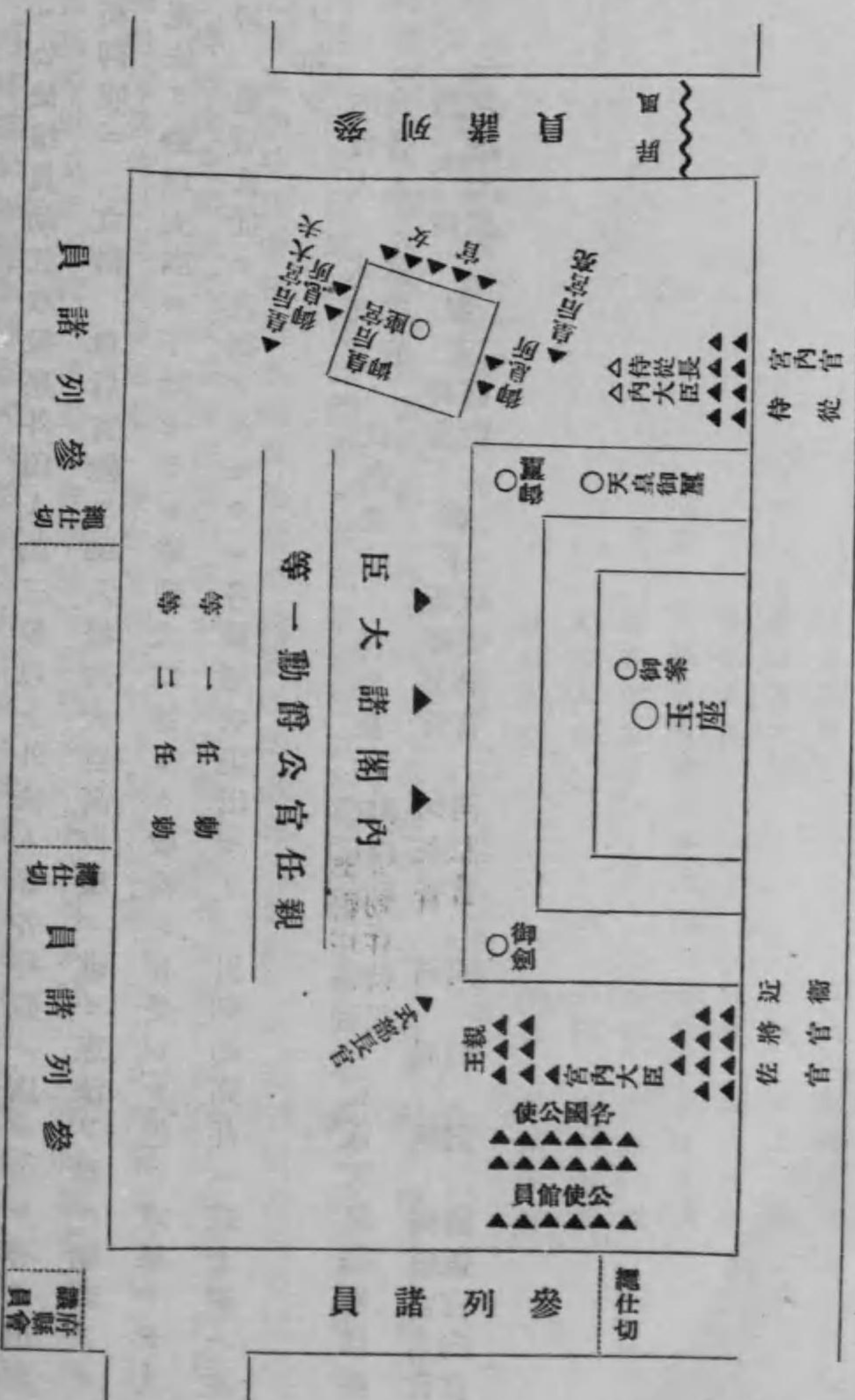
- | | | |
|-----------|----|------|
| 外務大臣 | 伯爵 | 大隈重信 |
| 海軍大臣 | 伯爵 | 西郷從道 |
| 農商務大臣 | 伯爵 | 井上馨 |
| 司法大臣 | 伯爵 | 山田顯義 |
| 大藏大臣兼内務大臣 | 伯爵 | 松方正義 |
| 陸軍大臣 | 伯爵 | 大山巖 |
| 文部大臣 | 子爵 | 森有禮 |
| 逓信大臣 | 子爵 | 榎本武揚 |

ニ公使館員、勅任取扱雇外國人、勳三等以上外國人等各拜觀ノ席ニ就キ尋テ出御高御座ニ立御 皇后宮繼テ御入場内大臣高御座ニ進ミ憲法ヲ奉ル、勅語アリ、憲法ヲ總理大臣ニ下附セラレ總理大臣進ミテ敬禮シ拜受シテ退ク式畢リテ入御 皇后宮從テ入御アラセラレ各員順次退出セリ 出御御列并ニ式上圖ハ左ノ如シ

- | | | | | | |
|------|------|--------|-----|--------|----------|
| 内舍人 | 式部官 | 式部長官 | 侍從長 | 御璽勅任侍從 | 宸儀天皇御璽侍從 |
| 内大臣 | 親王侍從 | 親王近衛將官 | 同左官 | 同 | 同 |
| 宮内大臣 | 同 | 同 | 同 | 同 | 關係宮内官 |

正殿式場ノ圖

300



一四 皇室典範

法規明治二十二年二月十一日
法令類大全第二編第六卷

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ万世一系歴代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟フニ祖宗肇國ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮問ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム

皇室典範

第一章 皇位繼承

- 第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
- 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
- 第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
- 第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ

第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ

第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族

ニ傳フ

第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後

ニス

第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族

會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制

ニ從フ

第三章 成年、立后、立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス

第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス

第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ

皇太孫トス

第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬稱

第十七條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后ノ敬稱ハ陛下トス

第十八條 皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王ノ敬

稱ハ殿下トス

〔參考〕

憲法の本旨を知らしむるにつき、小學校に於てとるべき方法に關し、大正二年
初め頃東京市教育會に於て調査せる方案左の如し。今參考の爲め左に之を
掲ぐ。

● 小學校に於て紀元節に憲法發布の當日なることを記念せしむる方法

一、紀元節式場に於ける校長誨告中に憲法發布に關する談話を附加する事

一、紀元節式後左の方法を適宜に行ふ事

イ、憲法發布の詔勅を奉讀する事

ロ、憲法に關する唱歌を合唱する事

ハ、憲法に關する講演をなす事

一、記念學藝會、運動會、遠足會、展覽會等を開催する事

注意 當日成るべく學事關係者、兒童保護者等の參席を求むる事

● 憲法尊重の念を養成する爲め平素左の方法を行ふ事

一、教科書中の憲法に關する各項は特に注意して説明する事

二、時機を選び德育上特に憲法に關する談話をなす事

三、兒童に貴衆兩院府縣會議事堂等を參觀せしむる事

四、補習學校及中等學校に於ても小學校の方法に準ずる事

● 小學校に於て選舉權の貴重なることを德育上より周知徹底せしめんが爲めに

は左の方法に據るを適當なりと認む。

一、國定教科書中に於ける教材により自治の精神を涵養すると同時に補充教材を適宜細目中に編入して教授すること

二、級長選舉の際等を利用して投票方法を教ふる事

三、適宜の時期に於て選舉に關する訓話をなす事

四、掲示板を利用して選舉に關する事項を示す事

五、選舉に關する適當の書物を選択して科外讀物となす事

六、各種議事堂の狀況を視察せしむること

附記 本問題と關聯して左の諸項は最も肝要のものなりと信ず

一、小學校教員に關する事項

小學兒童の自治的精神を涵養し將來永く選舉を重じ敢て違反すること勿らしめんが爲めには教師たるものは先づ自ら修養し事に當りては卒先之が模範を示さるべからず由て左記事項の如きは最も必要なりと認む。

(イ)自治、選舉等に關する各種事項の講習會を開催して聽講せしむること

(ロ)外國の事例に通曉せしむること

(ハ)参考書を購讀せしむること

(ニ)必ず自己の選舉權を行使せしむること

二、中等學校に關する事項

中等學校に於ては小學校に準ずること

三、通俗教育に關する事項

通俗教育の爲めに開催せらるゝ各種の集會に於て常に自治の精神を涵養し選舉の重んずべきことを知らしむる必要ありと認む。

第二十三 明治三十七八年戰役奉天占

領陸軍記念日(三月十日)

(此の日は、陸軍記念日として 殊に、陸軍側では、記念會をやることになつて居る。當日は、第一時を以て此の講話をなすやうにしたいと思ふ。)
當日の講話材料凡そ左の如し

一、明治三十七八年戰役中陸戰の大略と奉天公戰

二、奉天會戰の概況

三、奉天戰捷後の我が國の名聲頓に高まりしこと

一 講話

今より七年前の本月本日、則ち、明治三十八年の三月十日は、我が陸軍が、露國の大軍を打破つて、奉天府を占領し、日露戰爭の勝敗を決した日であります。

奉天附近の大會戰は、世界の歴史に未だ曾て見ざる大戦闘であります。日露兩軍の總兵力は八十五萬に達し、砲數二千五百門、戰線は百里に連り、激戰二十日、而して、我が軍は優勢の敵軍を包圍して、殆んど之を殲滅せんとするほどの大捷を得たのであります。是迄に、近世十五大戰爭と云つて、近世に大戰爭の數が

凡そ十五ほどありました。其の内最も多くの兵數を戦場に出したのには、ライプチヒの役と云つて、歐羅巴諸國の聯合軍が、佛帝ナポレオン第一世の軍と戦つたのであります。而かも、其の兵數は、聯合軍は三十一萬餘、佛軍は十七萬餘でありましたから、兵數に於いて、遙かに奉天附近の大會戦に劣つて居ります。

日露開戦の當時、露國では、日本は決して戦を開くことなどは出来まいと思ふ者もあり、又、歐羅巴の諸國にも、我が國は到底露國の敵では無いと思ふ者もあつたのですが、實際は、全くこれと反對で、我が海軍は、機先を制して大勝を占め、陸軍も、鴨綠江附近の戦を始めとし、戦ふ毎に勝たざるはなく、次第に露軍を滿洲の野に追ひつめて行きました。此の時でも尙、歐羅巴の諸國には、言て英國と亞非利加のトランスヴァールとが戦つた時の如く、

始めトランスヴァールは勢盛で、度々英國を破つたが、結局は英國に壓倒されて仕舞つた其の通りに、日本は始めはよく強大なる露國に勝つても、終りは露國が勝利を占めるやうになるだらうと言ふ者が多かつた。處が、志勇無雙なる我が軍は、益々勝利を占めて、陸軍は、遼陽を攻めて敵の大軍を走らせ、更に沙河の會戦で、新に増援を得たる敵軍を破つて之を走らせ、もはや我が軍の勝利は、疑を容れぬことゝなりました。

併し、露軍の總司令官クロバトキン大將は、奉天附近に充分優勢なる兵力を集め、一舉して我が軍を破らうと意氣込んで居りました。然るに、ずつと以前から、旅順の要塞を圍んで居つた我が乃木大將の率ゐた軍は、幾多の難戦苦闘の結果、難攻不落と稱へられた旅順をも、敵の豫想よりは遙に早く攻め落し、やがて滿

洲軍に加はらんとして居ります。クロバトキン大將は、此の乃木軍の増援を恐れて、その來らざる間に我が軍を撃たうとして、先づ、グリッペンベルクを司令官として、新來の銳兵を率ゐて、我が軍の左翼を攻撃しました。此の攻撃は、不意に出たので、我が軍は頗る苦戦しましたが、奮闘數日にして全く敵軍を撃退し、グリッペンベルクの首力を渾河の右岸に追ひ攘ひました。これが即ち黒溝臺附近の會戦で、明治三十八年一月の末でありました。

翌二月の初めつ方、露軍は、右翼にはカウリバース大將の軍、中央にはビルデルリング大將の軍、左翼にはリネウキツチ大將の軍を備へ、クロバトキン大將は、中央軍の後にあつて全線を指揮し、尙又、最左翼にはマドリロフ將軍の軍があつて、此の方面の我

が軍に備へ、總べて三百七十六大隊、三十萬八千人、砲千三百六十八門と云ふ事でありました。これに對して、我が滿洲司令官大山元帥は、西方から奉天の右側背に向つて本攻撃をする策を立て、乃木大將の軍を迂回軍とし、敵の背後に出でしめ、黒木大將と野津大將との軍を以て正面を攻撃せしめ、奥大將の軍を、迂回軍と正面攻撃軍との連鎖とし、又別に、河村大將の軍をして、敵の左翼の方を攻めさせ、敵を包圍して、殲滅しようとして計つたのであります。乃木大將の軍が加勢に來る迄は、黒木大將の軍は、兵數が之と對するリネウキツチ大將の軍と比べて、歩兵が三分の二、騎兵が三分の一、野津大將の軍は、ビルデルリング大將の軍と比べて、歩兵が三分の一、砲兵が三分の二、奥大將の軍は、カウリバース大將の軍と比べて、歩兵が三分の一、砲兵が二分の一、位で、殊に大山

元帥の豫備隊は、クロバトキン大將の兵數とは比較も出来ぬ程の少數で、彼我の兵數到底釣合はぬので、攻勢を取ることは迎も出来なかつたのであります。其の内に、乃木大將の四個師團以上の兵が増援しましたから、時を移さず、今述べたやうな計劃で、敵を攻撃し、先づ、二月二十三日に、川村大將の軍は、清河城の敵軍を攻めて翌日の夕方迄に之を討破りましたから、二十五日には、乃木軍に迂回運動の準備を命じ、他の三軍には、敵を成るべく正面に牽き附けて、迂回軍を防ぐ力を分たしめる様にしたのであります。斯くして、二十六日より野津軍、黒木軍は運動を始め、次第に敵に迫つて烈しく正面を攻撃し、其の間に、乃木軍は迂回運動をなして、三月六日には、既に敵の背側に出ました。初め敵は川村大將の軍が清河城を破つて、猛烈に進撃したので、乃木大將

の軍が大舉して此の方面に迫つたことと思ひ、右翼の方から軍の一部を割いて左翼に増援をしました。處が、圖らずも乃木軍が、渾河遼河の間から進んで來たので、狼狽して俄かに陳形をL字形に屈折して、奉天の西側面を掩護したので、陣形頗る崩れて、敗兆は漸く此處に現はれて來ました。乃木軍は、且つ戦ひ且つ迂回し、頗る困難を冒して敵の背後に出たのであります。敵は退却の路を塞がれては一大事と、此の方面に又兵力を集めて、死力を盡して戦つたので、乃木軍は頗る苦戦奮闘しました。其の間に、奥軍は、乃木軍と連絡を保ちながら、奉天の西側面から進撃する、黒木軍及び野津軍は、猛烈に正面から攻め立て、後には奉天の東北側面に出で、我が軍は全く敵を包圍して、無二無三に攻撃しましたから、さしも頑強に抵抗した敵も、遂に支えきれず、三

月十日の夜から退却を始め、鐵嶺街道、鐵道線路及び之と并行的道路から、縦隊をなして逃げ走り、人馬十數里に續き、到る處露兵ならざるは無しといふ有様でありました。我が軍は之に向つて烈しく砲火をあびせかけましたから、斃れたる人馬、棄てられたる砲車、彈藥車、輜重車などは、數里の道路を埋め、十日の夜より露軍の降参する者三萬餘に及びました。かくして、我が軍は全く奉天を占領し、逃ぐるを追ふて鐵嶺をも占領し、遂に、古今未曾有の大戦に光榮ある大捷を得たのであります。

此の戦争は、頗る激烈なる戦争で、殊に、敵はあらゆる防禦の方法を盡して居つたのでありますから、我が軍にも非常に損害が多く、死傷者のみても約五萬と云ふことであります。併し乍ら、敵の損害は實に夥しい者で、戰場に棄てた死骸は二萬六千五

百餘、捕虜は三萬餘、即ち、此の一戦に於て、敵はたしかに十六七萬人の戦闘力を減じたらうと言ふことであります。是より、露國の主戦論者も全く落膽し、歐羅巴諸國も、露國はもはや媾和の外取るべき道はあるまいと言ふやうになりました。

天皇陛下は、此の大捷を御聽になつて、すぐに、

奉天ハ客秋以來、敵軍此處ニ鞏固ナル防禦工事ヲ設ケ、優勢ノ兵ヲ備ヘ必勝ヲ期シ、衝ヲ爭ハントセシ所ナリ、我滿洲軍ハ機先ヲ制シ、驀然攻進、沍寒氷雪中、力戰健闘、十餘晝夜ヲ連ネ、遂ニ頑強死守ノ敵ヲ擊破シ、數萬ノ將卒ヲ虜ニシ、多大ノ損害ヲ與ヘ、之ヲ鐵嶺方面ニ驅逐シ、曠古ノ大捷ヲ博シ、帝國ノ威武ヲ中外ニ發揚セリ

朕深ク爾將卒ノ能ク堅忍持久、絶大ノ勳功ヲ奏シタルヲ嘉ス、

尙益々奮勵セヨ

と云ふ御詔勅を賜はり、全軍を賞讃せられました。

此の大勝利から八十日ばかり後、即ち五月二十七日には、我が聯合艦隊は、露國第二、第三太平洋艦隊を日本海に迎え撃つて、これを全滅させたので、我が海陸の此の二大勝利は、全く露國を屈服させて、北アメリカ合衆國大統領の仲裁に従つて、和議を講ぜしむる大原因となつたのであります。吾等は此の光榮ある日に遭遇する毎に、天皇陛下の御稜威を仰ぎ奉り、我が忠勇なる陸軍の偉功を思ひ、國運の隆盛を祝すべきであります。

二 講話資料

- 一 奉天占領の公報 明治三十八年三月十日、大本營着電陸軍公報に曰く「今日午前十時奉天を占領せり。數日來の包圍攻撃は、全く其目的を達し。

今や奉天附近各處に於ては、非常の激戦中にして、捕虜並に兵器彈藥糧秣等諸軍需品の鹵獲、極めて多大なるも未だ此調査に遑あらず」

奉天大捷に付滿洲軍に賜はりたる勅語前掲講話中に記せり

大山元帥の奉答文 奉天大捷に付勅語を賜はりたるにより大山元帥の奉答文左の如し。

「奉天附近に、頑強の抵抗を試みし敵を潰亂に陥らしめ、確かに彼に一大打撃を加へ、此會戰に於ける我軍の目的を達したるは、一に

陛下の御稜威に依る。今此に優渥なる

勅語を拜し、臣等感激の至りに堪えず。爾後益々奮勵し、誓て聖旨に酬えんことを期す。

右謹て奉答す」

二 奉天 奉天は、一名盛京又はムクデンと稱す。清國盛京省の首府にして、人口は凡二十五萬餘、市街清潔にして、商業頻繁、實に東三省政治上の中心なり。此の市は四面繞らすに城廓を以てし、甚堅固なる街區なり。府尹將軍、五部の衙門等を初

め、其の他宏壯なる建築相並べり。

三 奉天附近の會戰

(一) 露軍奉天を死守す 奉天の會戰たるや、古今の戰史に未だ其の比を見ざる大戰にして、戰線四十餘里を超え、彼我の總兵百六十餘萬に及べり。露軍は沙河の敗戰以來、其の右岸に退きて陣し、兵力を集中して前面の防備を嚴重にし、我が軍を此の地に阻止して一步も北進するを得ざらしめんとす。蓋し奉天の得失は、露軍の死活に關すればなり。されば、彼は如何なる手段方略を以てするも固守して日軍の占領を免れざるべからず。是れ露軍が此地に全力を傾けたる所以なり。故に、前來連敗の屈辱を雪がんと欲し、牛莊に、黑溝臺に或は城廠方面に、屢々奇襲を試みたれども、每次其の目的を達すること能はず、焦慮煩悶の間に、早くも戰機は日本軍の制する處となり、彼我の大軍悉く一線に暴露して、端なくも曠古の大會戰となれり。

(二) 我軍の大勝 かくて激戰十數日に亘り、我れは行々敵を北方に壓迫し、同時に巧速なる繞回運動を以て之を奉天附近に包圍し、更に猛烈なる追撃を加へて大

打撃を與へ、一瀉千里の勢を以て、一舉して鐵嶺を陥れ、茲に其の局を結び、偉大なる名譽は帝國軍隊の頭上に荷へり。抑々此大戦は二月下旬に始まり、三月初旬戰酣となり、上旬の終りに至りて遂に此の大捷を得たるなり。

(三) 我が軍隊の配置 我れは、中央及び左右兩翼に各一軍を列ねて敵の正面に向はしめ、東は本溪湖附近より、西は渾河右岸に亘りて其の兵力を展開し、更に其の左翼に一軍を進めて、渾河を渡りて西北方より奉天を衝かしむ。而して、右翼軍の右方即ち城廠方面より進み、軍の右翼と相應じて撫順方面を衝く任務を有するを鳴綠江軍とし、之と聯絡して其の左にあるを第一軍、更に其の左に列りて全軍の中堅たるは第四軍、其の左なるを第二軍、其の最も左にあるを迂回兵團の稱ある乃木第三軍とす。斯かる蜿蜒長蛇の陣形を布ける我が軍は、大山總司令官の一令の下に全線一時に活動を始め、勇躍奮起、將に敵を塵殺せんとす。

(四) 各戦隊の戦蹟 全軍の戦蹟を尋ねるに、中央及び左右兩翼三軍の前進は、比較的進捗せざるの觀ありしも、第三軍及び鳴綠江軍の活動の迅速なる眞に驚くべきものありき。即ち、鳴綠江軍は、清河城占領以來、益々北進し、激戦後、馬群丹地附

近なる敵を掃蕩し、三月八日には、既に渾河左岸に迫りて撫順城を靡し、十日之を占領して敵を北方に驅逐し去れり。又迂回兵團は、疾風の勢を以て渾河の敵軍を掃蕩して、新民屯を奪取し、奉天正面の各軍が尙沙河一帶の地にて頑強なる敵と對抗する時、早や奉天の西北方に突進し、鐵道線路を距てて奉天城を壓す。此の間、右翼軍は、歩一步攻撃の度を進め、各軍協力相應じて遂に四面より奉天を包圍し、大打撃を與へ、尙ほ猛烈なる追撃戦を續行して、敵をして再び起つ能はざらしむるに至りて全く會戦を終れり。以下各軍作戰經過の大要を述べん。

(一) 鴨綠江軍の作戰經過 奉天攻撃にて、敵を左翼に牽制する任務を以て二月二十一日運動を起して敵を追ひつゝ前進し、嚴寒を冒して清河城を攻撃せり。清河城は、地勢險峻を極め、興京、撫順方面の最前線防禦陣地にして、露軍左翼兵站線路の最終點なり。敵は此の地に據りて嚴重なる防備をなす。此の附近の形勢旅順の如くなりしを以て、我が兵呼んで之を小旅順と云へり。

清河城の占領 然れども、旅順の要塞攻撃に半歳の實驗を積みし我が第十一師團は、巧に爆彈と機關砲とを利用して、激戦二日、悉く其の堡壘を奪取すること

を得たり。故に、敵將は、旅順を陥落せしめたる乃木將軍が全力を擧げて此の地を攻撃したるものと誤認し、其の旨をクロバトキン將軍に通信せり。而して、敵の總司令官も之を信じ、同軍の左翼方面に集中せしめたる主力の一部を割きて應援せしめたり。その後、第三軍の迂回運動が比較的容易に行はれしは、之が爲めなり。軍は、清河城占領後、更に進んで馬群丹地塔の間にある優勢なる敵に向ふ。敵は、天險によりて固守し、抵抗頗る頑強なり。加之、屢々逆襲來りたるため、我が軍の惡戦一方ならず、されど、戦ふ毎に之を撃退して、徐々に敵壘に迫るも頑として動かさず、巧みに地物を利用して防守に務む。我が軍八晝夜の奮闘により、殆んど四分の一の兵力を失ひ、三月八日、漸く敵を北方に撃退して同地を占領し、渾河を渡り、撫順に迫りて十日遂に之を攻略し、滿洲軍の奉天攻撃に策動するを得たり。

(二) 右翼軍の作戰經過 二月二十四日、本溪湖方面の敵に向ひ、沙河正面の守備に當る。

二十七日、激戦後王富嶺を占め、三月八日に至るまで漸次増加し來れる敵と戦ひ、

漸々敵を壓迫して堅固なる第一線の陣地を占領し、屢々反覆せる逆襲に對して惡戰の後、遂に之を撃退して攻撃を續行す。八日、渾河に至り、途中、敵兵を撃退し、渾河右岸に進み、數回逆襲し來れる敵に對して接戦し、十日猛烈なる追撃をなし、て多大の損害を與へ、十一日より、更に鐵嶺方面の追撃を續行し、十六日鐵嶺を占領せり。

(三) 第四軍の作戰經過 軍は滿洲軍の中央にあり、敵を正面より攻撃するの任に當る。二十七日より徐々砲撃を開始す。三月一日より萬寶山附近の攻撃開始、頑強なる敵に對し、猛烈なる攻撃を續行し、漸次其の歩を進め、遂に七日漢城堡を占領せり。八日拂曉に至り、敵の總退却に乘じ、直ちに之を追撃して奉天に向て前進し、十日夕刻遂に之を占領し、十一日更に追撃を續け、十六日鐵嶺附近に達す。

(四) 第二軍の作戰經過 軍は二月二十七日緩除なる砲撃を開始す。先づ長難附近に於て猛烈なる敵の抵抗に對し、苦戰して之を奪取し、迂回兵團の圍繞運動に伴ひて攻撃前進を開始せり。三月五日渾河を渡り、奉天西南方に進出して、七日の朝以來迂回兵團の運動援助のため優敵を牽制せんとして、頗る苦戰に陥り、某

旅團の如きは、約一軍團の敵兵に包圍せられて接戦格闘、辛うじて其の位地を固守し得、敵に多大の損害を與へたり。八日、追撃前進に移り、其の主力は奉天地方に達したり。

(五) 第三軍の作戰經過 軍は旅順陥落の後一月十四日北進し、二月下旬遼東の野に集中し、直に奉天攻撃に参加し、全軍の最左翼にありて、二月二十七日猛進、繞回し、四方臺北方約三里なる金海堡に達し、騎兵は大民屯に向つて前進す。二日夜半に至り敵襲ありしも之を撃退せり。三日、其の左翼は、已に奉天の西方約三里にある前民屯後民屯の線に達し、前進し來れる敵の第十六軍團を撃破して死屍三千を遺棄して、東北方に退却せしめたり。同四日より迂回運動を續行し、七日に至るまで東北及び北方より屢々猛烈に攻勢を取り來れる敵に對して多大なる壓迫を加へ、益々其の左翼を進めて奉天附近の敵兵に對して全く包圍の狀を呈せり。八日より、軍は鐵嶺線附近に於ける防敵戰に對し、困難なる攻撃を反覆して十一日に至り、一部隊は東北方に延長して道義屯東方に達せり。時に、敵は各軍の攻撃に堪えず、隊伍を亂し、武器を棄て、續々北方に退却せんとす。軍は

猛烈なる砲火を注ぎ、敵に多大の損害を與へつゝ、日没に至り、更に北方に面し、我が軍に抵抗する敵の部隊を撃破しつゝ、十六日奉天西方に達せり。

(六)

露軍の配備と敗軍 露軍は、鴨綠江軍の牽制を誤り、右翼方面の二ヶ軍團を其の最も左翼に増加せしが、三月一日、我が第三軍が新民府に轉出せし時、始めて其の誤を悟り、西南方の戦線を收縮して其の右翼を奉天、新民府間の街道上に置きたり。此の戦線正面の變更は、迅速に行ひたりしが、そのため、諸團隊は著しく混亂したり。然るに、我が軍は三月四日より更に迂回運動を起し、露軍退却線斷絶の目的を以て其の側背に突進せんとせしかば、露軍は更に其の戦線を北方に延長するの要を感じ、又も南方戦隊を緊縮することの止むを得ざるに至らしめ、七日命を下して、沙河線に進出せる第一線防禦陣地の各軍團をして、渾河々上の第二線防禦陣地に撤退せしめたり。されば、八日は、終日大混亂に了り、九日は、天候のため遂に敗退するの止むなきに至れり。即ち、此の日は、敵の正面に向ひたる我が第一、第二兩軍が敵の撤退するを知りて、追撃に着手せる頃より、南風次第に強く、遂に狂風と變じ、砂塵を飛ばし、數歩の外を見る能はざるに至れり。我が軍

は風を背ひ露軍は風に向へり。これにより我が軍は、敵が何れの地點に踏み止まりしやを知ること能はざりしも、勢に乗じて突進し、渾河右岸の露軍第二防禦地たる角面堡の直下に突出したり。若し風塵なかりせば我が軍如何に勇敢なりとも、いかで強敵を咫尺に見てかく大膽なる行動に出づるを得んや。露軍も亦極力之を防ぎたりしならん。然るに、我が軍は、殆んど無意識に渾河右岸に突進し、以て、クロバトキンの戦線緊縮策を其の根底より覆せり。

敵は、十日遂に奉天を捨て、北方に退却せしを以て、世界環視の間にて接戦十餘日に亘りし前古未聞の大戦争も遂に我が軍の大捷に歸し、茲に奉天は我が軍の有となりて、敵をして戦局を結ぶの餘義なきに至らしめたり。

四 奉天戦捷の結果

日露兩軍の損害 二月下旬活動開始以來、三月十二日までに確實に調査せし我が死傷總數は四萬一千二百二十二名にして、敵の死傷は、戦場に遺棄せし屍體のみにて、二萬六千五百を算し、其の他の死傷約九萬を下らざる可く、我が軍の捕虜となりしもの少將ナヒモフ以下四萬餘に及ぶ重なる戦利品は左の如し。

軍旗	二旒	火砲	約六十門
小銃	約六萬挺	彈藥車	約百五十輛
輜重車	約一千輛	砲	約二十萬發
小銃彈	約二千五百萬發		
雜穀	約一萬五千石		
馬糧	約五萬五千石	馬匹	二千頭

其の他輕便鐵道材料・回轉車輛・地圖・被服裝具・パン・燃料等

日本軍が困苦缺乏を常態とする敵陣に在りながら常に意を無事の生民に注ぎ、到る處秋毫犯すところなかりしは、今更特記するの要なし。茲に特筆大書して、天下中外をして皇軍の正大なる所以を知らしむべき一事あり。即ち、我が軍が奉天城を壓倒するや、滿洲軍總司令官は、同地は、清國帝室發祥の靈地たるにより、同地在住の人民の安寧を保持せんがために、三月八日諸軍に總追撃の命を下すと共に、諸隊の奉天城内に於て宿營することを嚴禁したり。

奉天占領後の彼我戰況 奉天激戦の大捷利は、敵をして殆ど再起の勇なきまで

に大打撃を與へ、流石智勇兼備のクロバトキン將軍も、退却將軍の名を博したるのみにて、何等の勳功なく、遂には其の職をも辭するの止むなきに至り、其の後任として温順なる老將軍、リネウイッチ大將六十七歳を補したる一事に徴するも、露軍が如何に士氣阻喪して窮狀を呈したるかを知り得べし。之に反して、奉天占領後、我が軍の意氣は衝天の概あり、猛進して苦もなく鐵嶺を奪ひ、興京を陥れ、開原を略取し、昌圖を併呑し、遂には追躡最早や逆襲反抗の勇なき窮敵を追ふ行動の態度に變ず。かくして、我が先鋒隊は、恰も無人境に行くが如くして、今や奉天を距る北方四十餘里、即ち奉天「ハルビン」の中央まで進み、迅速なる行動は、帝國民の見て快事となす所なるのみならず、世界各國皆齊しく驚嘆せる所なりき。

吉林寬城子附近の對陣 それより、敵は吉林寬城子の線によりて我が軍と對陣せり。こは正面より日本軍を防遏するの難きを知り、遠く北方に退却し日本軍をして長途の進軍に疲れしめ、之に乗じて奇勝を制せんと、リネウイッチ將軍の方略せるものゝ如し。

五 日露陸軍死傷數 (支那評論所載)

地名

日本

露國

鳴綠江	一〇三九	二三九八
十三里堡	一四六	三〇〇
金州	四三〇七	三三七〇
得利寺	一一六三	九二七〇
分水嶺	一七一	四五〇
蓋平	一五三	二一〇
摩天嶺	二九九	一〇〇〇
峙鴉頭	四二三	一〇〇〇
大石橋	一〇七七	二〇〇〇
柘木城	八六〇	四二五〇
榆樹林子様子嶺	九四六	二〇〇〇
遼陽	一七五三九	二五〇〇〇
沙河	一五八七九	四九二〇一

奉天

二〇〇〇〇

一〇〇〇〇〇

合計

六三九〇二

二〇〇四八九

左は、去る明治四十一年三月十日、陸軍記念日當日、東京高等師範學校附屬小學校に於て、著者が講話せる大要である。

皆さん。今から十二三年前迄……十二三年前といへば、高等一二年あたりの方が生れた頃の事であるから、古いことではないが……其の頃迄は我が日本はまだ餘り世界に知られて居なかつた。て、外國人で、日本といふ國はどこにあるか、地圖の上ですら知らなかつたものが幾らもあつたさうです。……支那といふ國は知られて居つたが、日本は知られて居なかつた。私が、小學校の高等四學年生位の時であつたと思ふが、私の村から、亞米利加へ行つた人があつたが、此の人が、或る時、田舎の小學校を參觀に行つた所が、其處の先生は、この人は、日本の人で、遙々此の學校を見に來られたのですといつて生徒に話すと、生徒は、先生：日本といふ國はどこにあるのです？と尋ねた。すると、先生は、世界地圖を指して、此れが日本で、此の大きな支那といふ國の一つの島であるといつて教へたので、其の人は、非常に残念に思

つたといふことを話された。それで、其の頃は、日本人が西洋へ行くと、大抵支那人だと思はれて、随分輕蔑されて酷い目にあつたものもあるといふことである。所が、今はどうですか全くアベコベで、世界の中で、若しも日本を知らない人があつたら、それこそ大それた恥であるといふやうになつて居るさうで、どうか金でも溜めたら、一生の中には、一度日本へ行つて見たいと言つて居る位だといふ事である。従つて、我が國の人が、外國へ行つても、大分肩幅が廣くなり、又我々も、外國人に對して、引けをとらなくてもよいやうになつて來たのである。それのみならず、近頃は、西洋でも、我國から學者を頼んで、日本が、是れ程強い國になつたのは、何か理由があるだらうといふので、論議を聽かうといふやうになり、昨年は、此處の尋常一學年に居る菊池さんのお父さまなども、英國へお出になるし、此の學校からも、佐々木先生は、柔道を教へにお出になつた。僅か十二三年の間にこんな日本が變つて來たのは、何の爲めであらう？ ソレは、外にも理由はあるけれども、一番大きな理由は、我が國が、僅か十年の間に、二度の大戦争をやつて、大勝利を得たことである。尤も、前に、清國と戰つて勝つた時には、ナニ日本は、支那位に勝つたとして、何もえらいこと

はないと思はれて居つたやうであるが、後に、露國と戰つた時には、何しろ、對手は世界の強國の一つで、其の廣さから言つても、日本の五十四倍もあるのであるから、愈々日本は馬鹿には出來ない、實際、日本はえらいのであると思はれるやうになつたのである。であるから、我々は、日本が、今日のやうになつたのは、他にも譯はあるけれども、兎に角、戦争に勝つた爲めであるといふ事を忘れてはならない、それで、今日も、戦争の記念日であるが、コンナ日には、我々は、どんな事を考へたらよいかといふと、私は思ふ。今日は、日露戦役の中で、最も大きな戦争として忘るゝ事の出來ない、奉天占領の記念日であるから、コンナ日には、

第一 我が陸軍はどんな戦争をしたか

第二 戦争の結果どうなつたか

第三 私達はこれからどうせねばならぬか

といふことを思ひ出さなければならぬと思ふ。依て、これから、私は此の三つの事に就てお話をしようと思ふ。先づ、奉天會戰の時、我が陸軍は、如何なる戦争をしたかといふことをお話致しませう。

さて、日露戦争は、明治卅七年(今の高等一年の人が學校へ這入つた年)の二月に始まつて、我が聯合艦隊が旅順港の敵艦を襲撃したのを手始めとして、陸軍も、負けず劣らず、先づ以て、朝鮮の北方に居つた敵を追ひ却け、次第に鴨綠江以北に進撃し、一方には、遼東半島の敵と戦つて、南山得利寺普蘭店、大石橋等の敵を破り、次第に北に進んで、其の年の八月頃には、敵の要害と頼んで居つた所の遼陽を占領し、進んで、沙河の敵を追ひ拂つてしまつた。斯く、我が陸軍は、連戦連捷で、敵は、次第に退却して、今は、奉天附近に踏み止まつて、切りに防禦の用意をして居るといふやうな事になり、我が陸軍は、此の敵さへ追ひ拂へば、マア一段落付くてあらうと思つて居つたのであるが、唯一つ困つた事は、彼の旅順口が、容易に陥落しなかつた事で、開戦以來、我が陸海軍は、幾多の苦戦をして敵を苦めたが、中々落ちない。併し、乃木將軍の率ゐたる陸軍の堅忍不拔なる攻撃は、遂に敵將ステツセルをして、開城の止むを得ざるに至らしめ、明治卅八年の初日の出と共に、陥落の吉報を得るに至つた。これから、乃木大將の軍は、一日も早く他の陸軍と合して、滿洲の大敵を攻撃しようと思つて、直ちに北方に進軍した。すると、敵は、曩に、遼陽に敗れ、沙河に敗れ、遂に奉天附近迄

退却したが、未だ未練が残つて居つたものと見えて、せめては一二の城砦を取り返さうと思つて、卑怯にも遼陽以西の中立地帯を迂廻して逆襲し來り、北部に進んだ我が軍の中道を絶たうとして、鐵道を破壊し、電柱を倒し、牛莊及び營口を取り戻さうとしたが、とうとう目的を達せずして引上げ、更に、黑溝臺に逆襲して來た。ところが、これも、我が軍の爲めに追ひ拂はれてしまつた。

さて、其の後は、暫く、互に睨み合ひの姿で、沙河を挟んで、凡そ四十里の間に、互に守備を嚴にして、機を熟するのを待つて居つた。其の間に、敵も、我れも、共に兵數を増して、果ては、總計、八十五萬、砲數、二千五百門といふ大數になつた。而も、戦線四十里、コシナ大戦争は、世界の歴史に、未だ會てなかつたのである。そこで、此の戦争に就て、敵及び外國人の豫想はどうであつたかといふと、ナル程是迄は、日本軍は勝つたが、今迄は、大抵山地の戦争であつた、日本軍は、斯かる山地の戦争は得意であるが、平野戦となると、不得意であらうから、逆も今度の大戦争には勝つ事は出來まい。加之、奉天は、露軍が、永い間かかつて、出來る限りの防禦工事を盡して居るのであるから、逆も日本軍は寄つてもつけまいと思つて居つたやうである。

愈々、乃木大將は第三軍を率ゐて、奥大將の第二軍と相並んで、全軍の最左翼に立つた。先に遼陽攻撃に働いた川村大將の第一軍は、黒木軍と相並んで、鴨綠江の方面から、最右翼を進んだ。而して、中央には、野津大將の軍あり、黒板上に描ける奉天附近の略圖及び滿韓地圖を對照して夫々其の地點を示す。中央司令部には、大山元帥を始めとして、兒玉大將其の他の名將あり、大將のみにても七人……是れ等の名將勇士が總掛りて、奉天の大敵に當らうとする未曾有の大戦争は、どうなつたか、

さて、黒溝臺の戦争後、凡そ廿餘日は、唯一發の銃聲さへも聞えなかつたが、二月の中頃、愈々戦機は熟して、此の大戦争の幕は開かれた。此の時、我れは最右翼の大兵を以て、興京撫順の方面から、敵の側背を突くやうに見せると、敵は之に全力を注いで戦つた。其の間に、最左翼軍は、其の虚に乗じて、進んで、其の背後を断たうといふ計略であつた。敵は之を悟らず、我が右翼のみを恐れて、専ら力を北方面に盡して居ると、忽ち我が軍の爲めに中央から切斷され、一面は、奉天以北に壓迫され、一面は、撫順附近に包圍されて、殆ど支離滅裂となつた。斯かる間、右翼軍は、二月廿五日、小旅順とも謂はれて居つた清河城を占領し、最右翼軍と共に、幾多の苦戦を経て、三月八

日には、馬群丹北方の敵地は、悉く占領してしまつた。最左翼軍は、前に陳べたやうに、敵の背後に廻らうとして、奉天の西方四里の新民屯方面迄突進した。此の時、敵は、背後を突かれたと悟つて、クロバトキン將軍も、周章狼狽して、軍の一部を奉天附近に集めた。其の内に、奥軍は、乃木軍と聯絡し、野津軍は、川村軍と相應じて、徐々に敵を包み始めた。それで、野津軍の一部たる大久保支隊は、十日の朝、早くも奉天城壁迄突進し、午前十時には、其の南門を奪つてしまつた。敵は、氣を吞まれて、忽ち白旗を翻して、總數一萬五千、残らず降伏してしまつた。此の捷報は、忽ち大本營に電報せられ、新聞は、直ちに號外を出した。……チリン／＼イヨ／＼奉天占領の號外といふ聲を聞いて、買つたのが此の號外、其の當日の號外を保存して、あいたものを持ち來りて讀み上ぐ。

奉天占領(三月十日大本營着電)

今日午前十時、奉天を占領せり、數日來の包圍攻撃は、全く其の目的を達し、今や奉天附近各所に於ては、非常の激戦中にて、捕虜並兵器彈藥糧秣等諸軍需品の鹵獲極めて多大なるも、未だ此調査に遑あらず。

此號外にもある通り、それから引續いての激戦であつたが、此の間に、逸早くも敵の背後に廻つて、其の退路を遮らうとしたのは、黒木軍であつたが、此の軍は、七日朝から敵を追撃し始めて、連日急迫し、遂に鐵嶺街道に出て、奉天の敗兵を捕虜とし、遂に敵の退路を全く遮断してしまつた。其の敏捷……黒木大將の名を聞けば、敵はふるひ上つたといふことである。尤も、此の軍は、攻撃開始以來、死傷八千の資本をおろして居るが、取つたのも大きい……即ち、敵を殺傷すること二萬以上、捕虜六千餘、聯隊旗二、砲十一、砲彈、小銃各々一萬、其の他の鹵獲品積んで山をなしたといふ事である。

敵將のクロバトキンは、初めて諸將を率ゐて馬に乗り、望遠鏡を以て、遙かに沙河中央の戦況を見張つて居つたが、我が廿八團の榴彈が其の側に爆發した響きで馬から振り落されて、膽玉をつぶして、忽ち引上げて、奉天の停車場に逃げ込み、車法にもイザと言へば何時でも逃げ出す仕度をして居つたといふ事である。所が、我が攻撃、日一日に烈しく、奉天も四方から包圍せられたので、クロバトキ軍も、逃げるなら今の中と思つて、停車場に火をつけて、汽車に乗つて退却してしまつた。大將

既に然り、士卒は、もはや頭のなくなつた蛇同様、いくらもがいても仕方がない。我が軍は、勢に乗じて、さながら潮の如く奉天城に攻め入つたものであるから、敵は周章狼狽、二萬計りは其の場に生捕られ、其の他、退路を遮ぎられて降参するもの、彼所に三百、此處に二百といふやうな具合で、總數五萬の捕虜が、我が手に歸したのである。其の他、輜重車輛、衛生材料など、無量、惜しげもなく捨て、我れに贈呈したのである。後、クロバトキが、本國へ報告した所に依ると、總數四十萬の内、凡そ二十萬の兵を損し、砲五百を失つたといふことである。

奉天占領後、我が軍は、息をもつかず、總軍追撃に移つて、黒木軍は、先づ鐵嶺を占領した。

以上が、奉天大會戦のあらましである。斯く話して見れば、我が軍は、誠に何の苦もなく奉天を占領し、敵は、何の手答へもなく逃げたやうに思はれるかも知れないが、中々、口で言ふやうな容易いことではなかつたのである。時は、二月から三月にかけての嚴寒の候、唯さへ寒さの烈しい滿洲の荒野原、見渡す限りは雪の世界、或は、強風砂塵を捲き上げて、一寸先も見えなくなる事もあり、或は、吹雪の爲めに味方を

見失ふが如きことは珍しからず、氷は足を噛み、吹雪は面を切るとは眞に此の事である。加ふるに、敵は、永い月日を費して、専ら防禦工事の出来る限りを盡し、至る所幾多の鐵條網、狼奔、砲壘、機關砲等、到らざるなく盡さざるはなしてある。然るに、我れは常に身を廣漠たる野原に曝露して前進し、已むなく雪を掘り、氷を穿つて土を掘り、土囊を造つて其の蔭にかくれ、或は、塹壕を掘つて其の中に潜み、夜に乗じては敵に近づいたのである。中央軍の如きは、萬寶山とて、敵の中堅と恃みし所を攻むるに非常な苦戦をして、敵と相距ること僅かに百米突の所……敵の眼下にてあつて尙前へも後へも進むことも引くことも出来ずに、六晝夜の間、ろく／＼飲食すらもしないで戦つて居つたといふことである。

嗚呼、奉天の大勝は、斯くして得たのである。屍の山を築き、血の川を流して得た所の勝利である。此の講堂に陳列してある所の戦利品……實に是れは、敵が我れをどれ程苦めしたか知れない物である。而も、是れが、遂に我が軍の手に歸したものを陸軍大臣から記念として、全國の學校に頒たれたのである。次に、此の大捷の結果は、どうなつたか、敵にとつては、奉天の敗北は、實に致命傷であつて、最早立つ可ら

ざるに至つた。會戦前の彼れの豫想は、全く外れてしまつた。外國人の豫想も正しく外れてしまつたのである。是に於てか、此の戦役の大勢は既に定まつてしまつた。かて、加へて、五月には、日本海で、我が聯合艦隊は、一擧にして、彼のバルチック艦隊を全滅せしめたので、大勢愈々明かになつたので、米國大統領の仲裁に従つて、愈々講和談判の開始となつた。さて、其の結果はどうなるであらうか、是れ程の大勝利に、いくらまづく行つても、樺太全島位は、我れに贈呈することであらうとは、殆ど國民の輿望であつた。所が、開けて悔しい玉手箱とても言はうか、結局、樺太半分を我れに譲るに過ぎずといふことにしまつた。此の時、國民のある者は、血眼になつて激したが致し方がない。我々とても實に残念に思はないでもなかつたが、物は考へやうて諦めがつくものである。縱令、樺太半分でも、我れは是れを取つたのである。彼れは、之を取られたのである。取つたと取られたとは、地位を換へて考へると、大變な違ひで、斯くの如く、地圖の上に色を變へられたのは、萬代拭ふ可らずである。又以て喜ぶべし、祝すべしである。

然しながら、皆さん！ 決して、此の勝に誇つてはなりませぬよ、諺に、勝つて兜の緒

をしめよといふことがある。何時、彼れは、復讐を企てないとも限らない。今日此時露西亞の小学校では、講堂に生徒を集めて……今日は奉天で我が國が大敗北をした日であるぞ、此の樺太半分は其の爲めに日本に取られたのであるぞ、これは是非汝等が取りかへさねばならぬぞ」といつて警告して居るかも知れない。是に於て皆さんも言はねばならぬ……皆さん今日は奉天で我が軍が未曾有の大勝利を得た日であるぞ、樺太半分は其の爲めに露國から取つたものであるぞ、これは決して皆さんが取りかへされるやうなことがあつてはなりませんぞと。されば、皆さんは、成長の後、或は軍人となつて永く此の名譽を保つやうにして下さい。或は實業家となり、其の他諸種の方面の人となつて、男でも女でも國家の爲めになる立派な日本人となつて下さい。そして、一朝事があつた時には、一生懸命に國の爲めに盡して、永く此の國の名譽を保つやうにして下さい。マア、兎に角今日は、記念日で、祝すべき日である。て、今日は、九段の偕行社でも、朝來、煙火を揚げてお祝をして居る。イヤ、我等も、せめては、此の講堂で、記念式の唱歌を歌つて、お祝の意を表すことにしようてはないか。

奉天會戰の歌

一、吹雪の中の奮闘苦戦

かちどきとこそひびきけれ

敵の大軍半ほろび

平和の光輝きそめぬ。

いさをは高く奉天の

大勢こゝに定まりて

二、我が陸軍の勇氣は朝日

向ふところに敵はなし

國の譽れの世界に高く

うたひはやさんいつの世までも。

さゞぐる旗のみしるしの

とゞろき出でし今日の日を

附 錄

財 恩賜 濟 生 會

一、天恩洪大 濟生會の起りしは、明治四十四年二月十一日桂内閣總理大臣を御前に召させられて左の勅語を下し賜ひ、且つ施藥救療資として金百五十萬圓を賜ひたる天恩に基因す

勅 語

朕惟フニ世局ノ大勢ニ隨ヒ國運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ經濟ノ況漸ニ革マリ人心動モスレハ其ノ歸向ヲ謬ラムントス政ヲ爲ス者宜ク深ク此ニ鑿ミ倍々憂動シテ業ヲ勸メ教ヲ敦クシ以テ健全ノ發達ヲ遂ケシムヘシ若夫レ無告ノ窮民ニシテ醫藥給セス天壽ヲ終ルコト能ハサルハ朕カ最モ軫念シテ惜カサル所ナリ乃チ施藥救療以テ濟生ノ道ヲ弘メムトス茲ニ內帑ノ金ヲ出シ其資ニ充テシム卿克ク朕カ意ヲ體シ宜キニ隨ヒ之ヲ惜置シ永ク衆庶ヲシテ頼ル所

之と同時に宮内大臣より桂首相に宛て左の御沙汰を傳へらる

御沙汰

一金一百五十萬圓

右最前勅語ノ思食ニ依リ施藥救療ノ資トシテ下賜候旨 御沙汰被爲在候此段傳宣候也。

二、濟生會の趣意 本會の趣意は左に掲ぐる趣意書による

恩賜 濟生會協賛趣意書

濟生救療の事たる救濟事業中にありても民の休戚に最も緊切なる關係あることは今更言を須たす又之を國家衛生の上に觀るも將た之を一般經濟の上に察するも其影響する所極めて大なるものあり殊に國運の進暢に伴ひて之が施設を爲すこと更に一層の急を感ぜずんばあらず抑々救濟事業の我邦に於ける其由て來る所頗る舊し然れども世人の汎く之が必須なることを認識するに至り施設の亦

隨ひて稍觀るべきものあるを致したるは蓋し極めて近年の事に屬せり顧みるに明治三十年英照皇太后陛下御崩御の事あるに丁り慈惠救濟の資として殊に内帑の資四十萬圓を各府縣に下賜せられてより以來歳を閱すること十有四年資金も亦今や積て二百八十萬圓に垂んとす其中央地方を通じて救濟事業の上に一般の振色を加へたるもの 皇室仁慈の餘光に荷ふ所極めて大なりとす今や救濟事業は公私の施設を通じて其數既に四百有餘に達し其經營往々觀るべきものなきにあらざるも而かも之をして益々改善の實を擧げ其内容を整齊して以て完成の域に達せしめんことは前途尙頗る遼遠なりと謂はざるべからず 長くも本年紀元の佳節に當り

今上陛下に於かせられては親しく桂總理大臣を御前に召されて世局の大勢に隨ひ倍々憂勤して業を勸め教を敦うして以て健全の發達を遂げしめ先づ無吉の窮民に對して施藥救療以て濟生の道を弘めよとの 勅語を賜はり特に内帑の資百五十萬圓を下賜し給ふ旨の 御沙汰あらせらる 天徳宏遠にして窮民を軫念せらるゝの渥き誰か感奮興起せざるものあらんや。

今や泰西の諸國に在ては何れも其力を濟生救療の事に致さざるはなく或は公費に依て自宅救療又は入院救療の普及を圖り或は各種の慈善團體又は富豪の寄附等に依りて幾多の施療病院を建設し其他各種の施療救療の方法を立て、以て療病の途を得せしむる等致々として其及ばざらんことを是れ恐るゝの狀あり然るに顧みて是を我國に察するときは一般救濟事業の數近時漸く増加するに至りたりと雖も之が施設の實狀は尙遠く泰西に及ばざるの憾あり殊に施療救濟の事に至ては其數より謂ふも將又其實狀より謂ふも更に著しき遜色なきを得ず現に公費救護の法規に據るもの、外之が機關として經營の蹟稍々觀るべきものは二三を算し得るに過ぎず其他團體及個人の經營に依るもの固より之なしとせざるも規模何れも小にして其施設尙頗る不完備なるを免れざるもの多し殊に我邦近時に於ける經濟狀態の推移甚著しきものあり多數の細民をして爲に益々生計の難を感ぜしむるの傾向なきにあらず隨て貧民の疾病に罹るも容易に醫療を受くるを得ず空しく病苦の爲に呻吟して長く業務に就くこと能はざるもの亦勢其多きを加へざるを得ず固より救療を爲すに當ては先づ施療の要否如何を甄別し以

て其事を慎み苟も濫施に亘りて爲に惰民を助長するの弊なきを期するは言を俟たずと雖も其能く勞務に堪ゆべきものにして醫藥を得ざるが爲め不幸にして容易に快復し得べき病患だも勢益々重からしむるの外なく往々にして其天壽を完うすることを得ざらしむるは獨り其人の爲に憾事とすべきのみならず一人の疾病は更に他の勤勞を妨げ延ては老弱を飢餓に瀕せしめ之をして又同一の窮地に陥らしむるものなきを保せず此の如きの類若し各地到る處に多々之ありせんか一國の活力は之が爲に著しく消耗せらるゝを免かれずして一國の生産力は亦爲に減殺せらるゝに至るべし今試に我邦の死亡統計を以て之を英獨の諸國に比せんか彼に在ては近年著しく一般の死亡率を減じ英國の如きは人口千に就きて僅に一四・四を示し獨逸の如きは亦同じく遞減して一八を示すに係はらず我に在ては今尙ほ依然として千分の二十内外を示し毫も減少の傾向あるを見ず加ふるに庶民病として最も恐るべき結核死亡に至ては明治三十二年に於て全國死亡總數百分の七・二五なりしもの爾來は漸次に増加して今や百分の十内外を算し就中大市街地に在ては百分の十八乃至二十一の高率を示すに至れり殊に小兒死亡率の

如きは從來彼に比して遙に少數なりしを誇りたりしに近年彼に在ては著しく其減少を示せるに係はず我に在ては却て漸次増加の勢を呈せり此の如きは其由て來る所固より獨り公私救療の不完備にのみ是れ歸すべきにあらずと雖も若夫貧民救療の施設にして其宜しきを得疾病の未だ甚しからざるに先ちて早く醫療を加へ一には此の如くにして天壽を完うせしめ一には此の如くにして能く其勞務に従ふことを得せしむることは其一國の活力に裨補する所必ず大なるものあらん施藥救療の殊に今日の我邦に急なるを感ずるは蓋し之が爲なり。

今上陛下の深く 大御心を貧民の救療に注がせられ特に内帑の資を下し賜はりて救濟の途に充てしめられたるは殊に救濟事業を以て念を爲すもの、寔に感激に堪えざる所なり依て茲に朝野力を戮せ同志胥謀り恩賜の資を基本として更に加ふるに有志の義金を以てし普く全國に亘り弘く救療の途を講じて以て 聖旨の普及貫徹を期せんとす。

三、濟生會の成立

第一 定 款

恩賜 濟生會寄附行爲

第一章 名 稱

第一條 本會ハ恩賜 濟生會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本會ハ明治四十四年二月十一日内閣總理大臣ニ賜ハリタル 勅語ノ旨ヲ奉戴シ

天皇陛下 皇后陛下至貴至高ノ保護ヲ仰キ施藥救療ニ關スル事業ヲ舉クルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 東京其他全國適當ノ地ニ漸次施療病院ヲ創設シ之ヲ經營スルコト
- 二 全國ニ涉リ施藥救療ノ普及ヲ計ルコト

第四條 本會ノ事業施行ニ付テハ年度ノ初豫メ主務大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

第五條 本會ノ事業施行ニ付テ必要ナル事項ハ當該行政廳ニ之ヲ委囑スルコトヲ得

第三章 事務所

第六條 本會ハ事務所ヲ東京市麴町區大手町一丁目無番地ニ置ク但評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ變更スルコトアルヘシ

第四章 資産及會員

第七條 本會ノ設立ノ日ニ於ケル資産ハ帝室ノ恩賜金及其利子トス

第八條 本會ハ評議員會ノ議決ヲ經テ基金ヲ設クルコトヲ得

前項ノ基金ヲ設ケタル場合ニ於テハ他ノ資産ト區別シテ之ヲ管理シ其元資ハ之ヲ保存スルモノトス

基金ハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得總裁ノ承認ヲ經テ勅許ヲ得ルニ非サレハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

第九條 本會ハ評議員會ノ議決ニヨリ總裁ノ承認ヲ得特別會計ヲ設クルコトヲ得

第十條 本會ノ資産ハ國債證券又ハ確實ナル有價證券ヲ買ヒ入レ若ハ郵便官署又ハ確實ナル銀行ニ預ケ入レ利殖ヲ圖ルモノトス但特別ノ事情アル場合ニハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得總裁ノ承認ヲ經テ不動産ヲ買ヒ入ル、コトヲ得

第十一條 本會ノ經常費ハ資産ヨリ生スル收入ヲ以テ支辨ス

第十二條 聖旨ヲ奉戴シ本財産翼賛ノ爲寄附スル金品ハ永遠ニ之ヲ受領シ其金員ハ凡テ之ヲ基金ニ編入ス 但其目的ヲ指定シタルモノハ其用途ニ充ツ

第十三條 本會ノ事業ヲ翼賛スルモノハ之ヲ會員ト稱ス會員ノ種類及待遇ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條 每會計年度ノ終ニ於テ剩餘金アルトキハ基金ニ編入ス但剩餘金ノ一部ニ限り翌年度ニ繰越スコトヲ得

第十五條 本會ノ豫算ハ毎年度評議員會ノ議決ヲ經テ總裁ノ承認ヲ請ヒ決算ハ評議員會ノ認定ヲ經テ總裁ニ奉告スルモノトス

第十六條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五章 總裁、會長、副會長及顧問

第十七條 本會ニ總裁、會長各一人及副會長二人ヲ置ク總裁、會長及副會長ノ選任ハ勅裁ヲ仰クモノトス

會長、副會長ハ總裁ヲ補翼シ總裁故障アルトキハ會長總裁會長共ニ故障アルトキハ副會長之ヲ代理ス

第十八條 本會ニ顧問若干名ヲ置キ總裁ノ諮詢ニ應セシム

顧問ハ總裁勅許ヲ經テ之ヲ囑託ス

第六章 役員

第十九條 本會ニ理事七名監事五名及評議員若干名ヲ置ク

第二十條 理事及監事ハ評議員會ニ於テ推薦シ總裁ノ承認ヲ受クルモノトス

第二十一條 理事中ニ理事長一人ヲ置ク理事長ハ總裁ノ指名ニヨリ上任ス

理事長ハ本會ヲ代表シ一切ノ事務ヲ處理ス

理事長故障アルトキハ總裁ノ指名シタル理事代テ其職務ヲ行フ

第二十二條 理事又ハ監事ニ闕員ヲ生シタルトキハ臨時評議員會ヲ開キ補闕推

薦ヲ行フ

第二十三條 評議員ハ本會員ノ中ニ就キ總裁之ヲ選任ス

第二十四條 役員ノ任期ハ凡テ四年トス但再任ヲ妨ケス

第二十五條 役員補闕者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十六條 理事及監事ノ任期滿了ノ場合ニ於テハ其後任者ノ就職スル迄ハ仍ホ其前任者ニ於テ其職務ヲ行フモノトス

第七章 評議員會

第二十八條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但理事長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時之ヲ招集スルコトヲ得

監事又ハ評議員四分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ臨時評議員會ヲ開クコトヲ要ス

第二十九條 評議員會ノ會長ハ評議員會ニ於テ每會評議員中ヨリ互選スルモノトス此場合ニ於テハ年長者ヲ以テ假ニ會長トシ其選舉ヲ行フ

第三十條 評議員會ニ於テ選舉ヲ行フトキハ其議決ヲ以テ指名選舉ノ法ヲ用フ

ルコトヲ得

第三十一條 評議員會ノ議事ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニヨル

第三十二條 評議員會ハ評議員四分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス但同一事項ニ付キ再回招集ノ場合ハ此限ニ在ラス

第八章 補則

第三十三條 本寄附行爲ノ施行ニ關シ必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定メ總裁ノ承認ヲ請フモノトス

第三十四條 將來此寄附行爲ノ條項ヲ變更セントスルトキハ評議員總數四分ノ三以上ノ同意ヲ經テ總裁ノ承認ヲ請ヒ且主務官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス但重要ナル事項ノ變更ニ付テハ仍ホ勅許ヲ受クルコトヲ要ス

第二 規則

財恩賜濟生會規則

第一條 本會ノ事務ヲ分掌スル爲左ノ二部ヲ置ク

一、救療部

一、庶務部

第二條 救療部ハ左ノ事務ヲ掌ル

一、施藥施療ニ關スル事項

一、病院其ノ他特別ノ施設ニ關スル事項

第三條 庶務部ハ左ノ事務ヲ掌ル

一、會印職印ノ管守

一、機密ニ關スル事項

一、職員ノ進退異動ニ關スル事項

一、文書ニ關スル事項

一、諸會議ニ關スル事項

一、會員及寄附ニ關スル事項

一、豫算決算ニ關スル事項

一、土地建物其他財産ノ管理及處分ニ關スル事項

一、現金及物品ノ出納ニ關スル事項

一、給仕、小使、玄關番等ニ關スル事項

一、他部ノ分掌ニ屬セサル事項

第四條 各部ノ分課ハ理事長ノ定ムル所ニ依ル

第五條 本會ニ左ノ事務員ヲ置ク

一、部長 二名

一、主事 若干名

一、書記 若干名

第六條 部長ハ會長ノ推薦ニヨリ總裁之ヲ任免ス

主事ハ總裁ニ稟伺シテ會長之ヲ任免ス

書記ハ會長之ヲ任免ス

部長ハ理事長ノ命ヲ受ケ部務ヲ掌理ス

主事ハ上長ノ命ヲ受ケ事務ニ従事ス

書記ハ上長ノ命ヲ受ケ事務ニ従事ス

第七條 醫務ニ關シ總裁ノ諮問ニ答フル爲醫務主管ヲ置クコトヲ得

醫務主管ハ會長ノ推薦ニヨリ總裁之ヲ委囑ス

第八條 本會ノ會務ニ參與セシムル爲參事ヲ置クコトヲ得

參事ハ會長ノ推薦ニヨリ總裁之ヲ委囑ス

第九條 事務ノ都合ニヨリ雇員ヲ置クコトヲ得

第十條 本會ハ毎年度本會全體ノ事務成績書ヲ調製ス

第十一條 本會ハ會員名簿ヲ備ヘ會員ノ變更アル毎ニ之ヲ訂正ス

第十二條 本會ハ財産目錄ヲ備ヘ本會財産ノ種類員數ヲ明ニス

第十三條 名譽職員ノ會用ノ爲要シタル經費ハ之ヲ支辨シ又其ノ慰勞等ノ爲金

品ヲ贈與スルコトヲ得

第十四條 事務員ノ給與ニ關スル規程ハ理事之ヲ定メ評議員會ニ報告ス

第十五條 病院其ノ他特別ノ施設及施藥施療ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十六條 處務會計其ノ他必要ナル規程ハ理事之ヲ定ム

第十七條 監事ハ評議員會ニ列席シ意見アルトキハ之ヲ陳述スルコトヲ得

第十八條 評議員會ニ報告スル決算ニハ監事ノ意見ヲ添フヘシ

第十九條 評議員會ニ於ケル議事ノ通過ハ議事要録ニ登錄シ會長及出席評議員

二名以上之ニ署名捺印スヘシ

四、寄附金 各府縣(岩手・高知・大分・熊本・鹿兒島・沖繩の六縣を除く)並に官吏の義金申

込總額は明治四十四年九月二十日現在にて總計二千三百八十九萬七千七百四

十五圓を算せり、

五、將來の事業 本會は右の如くにして成立したるものなれば今後此の資金と機

關とを適當に運用し、上は洪大なる 天恩に答へ奉り下は萬民寄附者の特志に

酬えざるべからず、されば本會將來の事業は極めて慎重なる經營を要し、併せ

て吾々一般國民も亦須く其の用意なかる可からず。

二 愛國婦人會

沿革 明治三十三年北清事變の夏肥前唐津の奥村五百子女史といふ者在清皇軍

の將士の状態を視察し、歸郷後、遂に近衛公・小笠原子・堀田少佐・近衛貞子・山脇房子・下田歌子等と共に創立準備をなし、岩倉久子以下三十八名の人々發起人となりて明治三十四年二月二十四日遂に本會の成立するに至りぬ。三十五年三月機關新聞「愛國婦人」を發刊し、次て三十六年 天皇后兩陛下並東宮及同妃殿下よりの御下賜金其他有志の寄附金等を併せて基本金三十餘萬圓、會員亦五十萬人に達せしを以て三十八年社團法人組織となし、以て今日に至る。

目的及事業

一、目的 戦死並に準戦死者の遺族及廢兵を救護するを以てその目的とす

二、事業 創立以來施行せる事業の主なるもの左の如し

イ、遺族廢兵に對する定期及臨時救護

ロ、軍人軍屬の奇禍に遇へたるものへの吊慰金贈與

ハ、軍人遺族慰籍のこと(特に出征凱旋の軍隊の歡送迎地方遊説・戦時出征軍隊の慰問等)

會員及贊助會員

一、會員 會員は婦人にして名譽會員特別會員通常會員の三種に分つ。
名譽會員 皇族を推薦す

特別會員 十ヶ年間毎年貳圓宛納むるか或は一時金拾五圓を納むる者
通常會員 一ヶ年間毎年壹圓宛納むるか或は一時金七圓を納むるもの

二、賛助會員 男女の別なく一時金七圓以上を納めたるものを云ふ。

役員 會長、副會長各一名、理事十名、監事二名ありて總裁の命を奉じ會務を處理す。
別に重要なる事件を議決するため百五十名の評議員を置き尙ほ顧問事務總
長會計監督支部長朝鮮本部長委員部長幹事部長等の役員あり。

資産 明治四十三年度會計報告左の如し、

一、基本金	八八七、八五六、〇五參
一、固定資金産	四三、八六八、五六〇
一、收入合計	四五三、四六九、四一九
一、支出合計	一四二、九一二、一八九

本部及支部會

本部は一切の會務を統理し支部朝鮮本部海外委員部を管轄す。尙ほ本部には
教養所の設けありて戰死者准戰死者及廢兵の子女の教養に充つ。

支部は各地方廳所在地若くは樞要地に置かる。各支部の下に幹事部ありて其
市郡等必要なる所に夫々遺族名簿及廢兵名簿を備へ適切なる方法によりて救
護す。

總會 明治三十五年第一回總會開催以後毎年四五月の候に一回開かる。各支部
に於ても各其の規定によりて支部總會を開きて會旨の擴張に努む。

現状

一、會員の狀況 明治四十四年六月末の調査によれば特別會員七萬八十六人、通常
會員七十三萬八十八人の多數にのぼれり

二、事業の狀況 軍人の遺族并に廢兵を救護する事業は年を逐て發達し、殊に遺族
并に廢兵の兒童を教養しつゝあり、現に六十名餘の兒童を收容し、中央幼年學校
に五名の入學生を出せり、各支部に於ても、遺族救護は勿論、水害に際しては臨時
救護金を出し、臺灣討蕃隊に慰問袋を送附する等夫々主旨の貫徹に活動しつゝ

あり。

三乃木大將夫妻

大正元年九月十三日、明治天皇御大葬の日、午後八時點、靈輦御發軔號砲の響あり。嗚呼此の砲聲や、明治維新以來最も記念すべき一瞬時たりしなり。此の時、至誠純忠の武官乃木大將は、其の夫人と共に殉死せるなり。大將の辭世に、「うつし世を神さりまし、大君の御あとしたひて我は行く也」夫人は、「出てまして還ります日のなしときくけふの御幸に逢ふぞ悲しき」と。將軍六十四歳、夫人五十四歳なり。思ふに、大將の一死は、日本精神の極めて崇嚴なる發揮なり。故に、國民は極めて之を尊敬し、記念せずんばあらざるなり。

先帝は實に古今の明天子なり。而して先帝に對する國民の至誠は、乃木大將夫妻に依つて代表せられたるなり。されば、日本精神の吾が國に維持せられなん限り、大將夫妻は國民の儀表たるべし。吾輩、爰に本書に録して、聊か大將夫妻の本意のある所を明かにせんとするもの、決して徒爾ならざるを信ず。

乃木大將の遺書

遺書其一

遺言條々

第一 自分今度御跡を追ひ奉り自殺候段、恐入候儀、其罪は不輕存候然る處、明治十年の役に於いて軍旗を失ひ、其後死處得度、心掛候も其機を得ず、皇恩の厚に浴し、今日迄過分の御優遇を蒙り追々老衰最早御役に立候時、も無餘日候折柄、此度の御大變、何共恐入候次第、茲に覺悟相定め候事に候。

第二 兩典戰死の後、は先輩諸氏親友諸彦よりも、毎々懇諭有之候得共、養子弊害は古來の議論有之目前、乃木大兄の如き例、他にも不勲特に華族の御優遇相蒙り居實子ならば、致方も無之候得共、却て汚名を殘す様の憂へ無之爲め、天理に背きたる事は致す間敷事に候。祖先の墳墓の守護は血縁の有之限り、は其者共の氣を付け可申事に候。乃ち新坂邸は其爲め區又は市に寄附し可然方法、願度候。

第三 資財分與の儀は別紙の通り相認め置き候。其他は靜子より相談可仕候。

第四 遺物分配の儀は自分軍職上の副官たりし諸氏へは時計メートル眼鏡馬具刀劍等軍人用品の内にて見計ひの儀塚田大佐に御依頼申置候大佐は前後兩度の戦役にも盡力不尠靜子承知の次第御相談可被成候其他は皆々の相談に任せ申候

第五 御下賜品各殿下よりの分も御紋付の諸品は悉皆取纏め學習院へ寄附可然此儀は松井猪谷兩氏へも依頼仕置き候

第六 書籍類は學習院採用相成る分は可成寄附其餘は長府圖書館へ同斷不用の分は兎も角もに候

第七 父君祖父曾祖父君の遺書類は乃木家の歴史とも云ふべきものなる故嚴に取纏め眞に不用の分を除き佐々木侯爵家又は佐々木神社へ永久無限に御預申度候

第八 遊就館へ出品は其儘寄附致し可申乃木の家記念には保存無此上良法に候

第九 靜子儀追々老境に入り石林は不便の地病氣等の節心細との儀尤に存候右

は集作に譲り中野の家に住居可然同意候中野の地所家屋は靜子其時の考に任せ候

第十 此方死骸の儀は石黒男爵へ相願置候間可然醫學校へ寄附可致墓下には毛髮瓜齒(義齒共)を入れて充分に候(靜子承知)

恩賜を頒つと書きたる金時計は玉木正之に遣はし候筈なり軍服以外の服装にて持つを禁じ度候

右の外細事は靜子へ申付置候御相談被下度候伯爵乃木家は靜子生存中は名義可有之候得共臭々も斷絶の目的を遂げ候儀大切なり

右遺言如此候也

大正元年九月十二日夜

希典

湯地定基殿

大館集作殿

玉木正之殿

靜子殿

遺書其二

拜啓今般御歸京御面晤を得候義は真に望外の幸に候、然るに小生今度の所決は西南戦以來の心事に候得共、斯く恐れ多くも御跡を追ひ奉候様の場合可有之とは豫想も不可恐れ入候義に御座候空しく今日を過し候儀は日に加はる老衰碌々御用にも相立たず、多分の御優遇に浴する事恐懼に堪へず、斯の如き次第悪しからず御海忽被下、皇室の御爲め學習院今後の成立上、御盡力の程吳々懇願仕候、右は御暇乞ひ御詫迄斯の如くに候勿勿敬具

九月十二日

希典拜

小笠原長生賢臺貴下

遺書其三

拜啓愈御健勝欣賀々々、小生此の儀は定めて御叱り限りなき事と存じ候、嘗て御話し申上候如く生存中碌々御役にも相立たず候骸骨故醫學上何かの御用に相成候はゞ骨にして也木乃伊にしてなり或は粉にして御捨てなされ候ても更に遺憾無之愚妻も納得致し居候、然るべく御任せ申上候、右御願迄御暇乞旁々如斯に御座

候頓首

九月十二日

希

典

石黒仁兄尊下

其他の遺書

別に學習院の松井猪谷兩氏と、同院御用掛福原、同女學部長松本、同院教授白鳥の三氏とに宛てたる遺書あり、共に公然發表されざれども、其意味を聞くに先づ兩氏へ對しては「今回拙者の所決に付ては定めし諸君のお叱りを受くる事と思ふも、實は餘儀なき事情あつての事なれば御宥免を願ひたし、是れにてお別れを申す、就職以來朝廷より賜はりし物件も少なからざるも其一部は學習院、他は自宅に保存しあり、御紋章入の部は全部學習院に寄附したし、外に自分書物(即ち學習院にある分)は院にて必要なれば寄附したし、然るべく取計はれたし、家にある書物の分は、妻よりも申出づべき筈なり云々」との旨を記し、又四氏に對しては「今回拙者の所決に付ては定めし諸君のお叱りを受くる事と思ふも、實は餘儀なき事情あつての事なれば御宥免を願ひたし」と記す事前の如く、次に學習院男子部の規則改正女子部建築

の件に關する希望と意見とを極めて明細に述べたる上、此事については三君御熟議の上、後任者とも協議して取扱はれたし、猶三君とも是非踏止まつて學校の爲めに盡されたし、是れにて永の御暇を乞ふ云々」と記しありたりと云ふ

坂本海軍中將に宛てたる遺書

拜啓小生此度の儀は其任を盡さざるの罪科雷に我皇室に對するのみならずコソノト殿下即ち英皇室に對し候ても相濟まざる儀萬々恐入候へ共此時期再び來るべきものに無之斷行候今後の處宜敷御盡力被下度宮内大臣へは書面差送り候間或は更に後任を御命有之べく存候マクドナルド大使へ閣下より宜敷小生謝罪の心事御傳へ被下度奉願候稻葉吉田其他諸賢へ別に書狀相認不申之れ亦宜敷御致聲奉願候々敬具

九月十三日

希

典

坂本中將閣下

親友桂氏に宛てたる遺書

敵乃木將軍の親友として生存中最も隔意なく交はりたる長府仙俗庵主人桂彌

一翁は十二日附投函せる將軍の遺書が郵便にて到着せるを携へ上京せるがこの遺書には養子問題に關する將軍の持論を記せるものあり翁の曰く「乃木家の相續は寄々先輩の間に議せられつゝある模様なるも自分が今回受取りたる遺書にもある如く養子反對は將軍の遺志なれば若し養子談の進行する様の事なれば自分は遺書を示して飽迄も將軍の希望に副はしむる所存なり、將軍が養子縁組に不賛成の意を洩らしたるは旅順陥落後奉天へ赴く途中より自分に寄せたる手紙に明かに其意味認めありたるのみならず爾後種々の關係より自分が將軍に認めたる事あるも斷じて訊かれざりし」云々と

桂氏に宛てたる遺書

拜啓愈よ御健勝欣賀々々小生此度の儀は定めて御不同意と存候へ共三十五年前よりの心事不得已儀と御諦め被下度候集作儀に付而は不一方御懇情被下難有存じ候例の石林地所家屋は愚妻も追々老境に入り候へば不便の地骨も折れ候故に來春早々集作へ渡し度く尙地續丈は現狀を維持させ度くと申す望に付き小生も同意致し置候此段御含み置き被下度候

嘗て梶山諏訪兩兄と御同席御懇諭家督相續の儀は毎時曖昧に御答仕候段御厚意に背き恐入候然るに養子の弊多きは勿論特に華族に於て宜しからざるの持論自然追追御聞にも相達可申不惡御承知被下度長府舊知諸君へ御暇乞貴兄より可然御傳へ相願候爲其勿々頓首

九月十二日

桂彌一兄尊下

希

典

將軍夫妻最期の模様

將軍夫妻最期の模様こそ誠に古武士の典型ともいふべけれ。聞く、將軍は、腹部を三刀横に斬り第一第二の刀は短くして第三刀の長きは古武士割腹の法を守り、後、咽喉部を突きたるが、其の突傷は、後頭部に貫穿せり。而して、夫人は、喪服の儘乳の下肋骨五枚目を鋭利なる短刀にて唯一突きに刺し通し、膝崩さず大往生を遂げられたりと。又、當時、將軍より屍體始末の遺言を缺けたる石黒男爵の談話なりとて新聞紙に搭載せられたる記事左の如し。

古武士自刃の法 將軍夫妻の自刃は鍵をかけたる西洋館の一室にして自刃は將軍が後にして夫人が前か、或は同時か、或は然らざる乎、議論區々なれども當時の様を見るに將軍は流石に武家古實の家に生れたる人だけ頗る立派なる壯烈の最期を遂げ居たり幕末の際舊幕臣に川路左衛門尉と云ふ人あり、此人は江戸城明渡しの際はその前より中氣に罹りて身體自由ならず根岸に隠居してありしが江戸城明渡しの日に至り下女及び雇人を使ひに出し其後にて拳銃を以て自殺したり、此の人は徳川家の爲めに何事か爲さんと欲せしも病氣なれば身體利かず遂に自殺せしものなるが湯棺の際身體を改めしに見事に割腹してゐたり、將軍は予に向ひて毎々川路の事を語り武士として見事なる最期なりと稱賛したる事あり、將軍が自刃の状の立派なりしも全く平生の心懸に依りてなり。

割腹の模様 將軍割腹の状を見るに將軍は正服の胸を押し開きて腹を二段に掻切り臟腑少しも露はれず而して軍刀造りの日本刀を以て刃を内側に向け咽喉部を右より左頸部へ突き貫き頸動脈及び氣管を掻き切りて見事に事終れ居たり、又た夫人は第一期御大葬喪服即ち鈍色の桂に柑子色の袴を穿き去廿七年頃銀へた

る月山貞一の懐劍にて自刃し居たり、夫人の傷は三ヶ所ありて失づ最初には胸部の中央を突きしも胸骨に遮られて刺し通す能はず、二回目は胸骨の右側を刺し其傷は深さ一寸五分にして肺臓より心臓の一部にかゝれるも尙死する事能はず遂ひに最後には痛手を忍びながら右手の掌にて刃を振り身量の重味にて心臓を刃に押當てし息絶えたるなり、故に右手の掌にも負傷し居たり予は今日まで幾度か自刃したる者を見たるが一度夫敗せし者は概ね死に後れて死し得る者なし、乃木夫人は二たび失敗し三回目心臓を刺して死したるは實に丈夫も及ばぬ雄々しさなり。

永への御訣れ

大將殉死に先立つ三日、東宮裕仁親王殿下陸海軍少尉に御任官あらせられたる時なりき、乃木大將は午前十時頃東宮御所に參候したるが、折柄御前には波多野大夫、村木武官長、桑野主事等あり、大將は親しく拜謁し、先づ御任官の御祝ひを言上して後、深く思ひ入つたる様子にて「今日は御任官の御喜びを言上する爲めのみなら

ず、小官の微意をも少しく申し上げたくて參上せり、特に小官は今回コンノート親王殿下の御接伴を命ぜられて當分御殿にまゐる事もなかるべければ、猶更此際、殿下の御將來につき申上げたし」とて懷中より「中朝事蹟」と云ふ一書を出して恭しく殿下に献上し、極めて低き音調にて「他日、殿下が一天萬乗の尊貴に立たせ給ふべき時の御參考ともなるべきもの、此書中に多きを信じて、要所々々には小官自ら朱點を加へあれば吳々も御精讀御玩味を請ひまゐらすなり、殿下今は御幼少にておはせば、文中或は御難解の所もあらせらるべきも、其の折は近侍の人々に御下問を賜り御説明仰せつけらるゝも宜しかるべし、殿下は陸海軍の將校として今後實地の御學問もあらせらるべきも、其他にも皇太子殿下として更に御必要の御學問もあり」との旨を言上し、語々沈痛を極めて、次第に情の迫れるが如く、御側の人々にも殆んど聴取れぬ程なりしが、次で「從來、學習院にては、他の皇族殿下御同様の御教育を申上げたれども、今後は特に皇太子殿下としての、御あしらひも致すべく、自づと從來よりは御課目も増加すべし、明君英主たるべき天資を養はせらるゝやう、御心がけあるべきは勿論の御事と存じまゐらす云々」と言上し、次で雍仁、宣仁兩親王殿下に

も拜謁し、種々の意見を言上して終りに「御兄君、裕仁親王殿下、今回陸海軍少尉に御任官あらせられたれば、御弟君たる兩殿下には今後益す御學事を勵ませられ、後には御兄君の御股肱として充分邦家の御事に盡させ給はるべし、此一事實に希典一生の御願ひなり」との旨を言上し、何時になく長時間に亘りて、意見のある所を縷陳し、名残惜しげに退出せしが、其折の大將の面、うち曇りて例とは變つて見えたりとか、今にして思へば大將、これを限りの拜謁、永への御訣れを夫れとなく申上げし事とぞ知られける

乃木將軍の自殺を聞きて

黒岩 周 六述

左は、當時「萬朝報」紙上に載せられたる黒岩周六氏の論文なり。當時乃木將軍の殉死につきては、新聞に或は雑誌に種々の意見も論文も現はれたれども、余は、黒岩氏の此の論文に最も感激せしものなり。依て、爰に之を轉載して、乃木大將の記事の終となす。

我が國家は乃木將軍の自殺によりて偉大なる者を失ひたるか、將た偉大なる者を得たるか、吾人は我が國家——少くとも我教育家——が國民と共に明白に此疑

問を決し、忠君と自個責任との輕重關係を決せざるを得ざる場合に達着したるを思ふ、約めて言へば乃木將軍が斯く自殺したることは、自殺せず生存するよりも忠君の度高きか、將た生存するよりも忠君の度低きか、と云ふ疑問なり

乃木將軍の自殺が先帝に對し奉りての殉死なることは明白なり、殉死が今の國家の禁ずる所なることも明白なり、乃木將軍は先帝より大なる委託を受け居たることも明白にして、此自殺の爲に自分より其委託を放棄したることも明白なり、例之へば貴族の子弟の教育を監督することの如き、將た軍人として國家を守ることの如き、或意味に於て先帝の重き御委託なりしは明かなり

而して將軍の自殺が何人の脅迫よりも出ずして單に自個の意思、自個の自由なる選擇より出でたることも亦明白なり

今日の教育主義は斯かることを是と視るか、非と視るか、昔し楠公が討死したるを今の教育家は解釋して曰く楠公は初より死を決したるに非ず、實戰の結果、刀折れ矢盡き、到底活路なきに至りたるが爲めに自殺したるなり、若し然らずして、楠公が猶ほ生存して君國に忠を盡すの道の存したるに、豫てより我が計畫の到底採用

せられざるを知りて、前以て死を決し居たるが爲めに戦死したる者ならば、其忠義完全に非ざるべしと

此の解釋は吾人の意見と異なり、今は楠公の事を論ぜんの目的に非ざるも、大に似通ひたる所あるが爲めに先づ吾人をして公に對する意見より述べ行かしめよ、公の死に關する歴史上の事實は今日より明かにし難き點多しと雖も冷靜に考査すれば出陣の前に既に死を決し居たりと云ふ方が大に事實らし、假りに之を事實とせば吾人は、公が全く力盡きて止むを得ず自殺したりと云ふよりも更に其行ひの崇高にして功績の偉大なるを思ふなり、蓋し公は自ら信ずることの重き人にして、是より先き千劔破の孤城をば、全天下を敵として頑守したるも全く其自信の嚴として搖がざりしが爲めなり、されば湊川に尊氏を引受くるに至りても、公の自信に於ては猶施す可きの策ありたり、而も其策は豫め之を朝廷に陳じたる時に種の妨げありて到底實行に達し得ざることが明白となりたるのみならず、今後とも、行はるべき道なきこと明白と認めたるが爲めに、公は自個の自由、自個の責任を以て死を決したり、故に湊川へは故と寡き兵を以て出向ひたり、自個が、敗軍の外

無しと見極めたる戰場へ、多くの兵を連行きて死せむるは公の敢てせざる所なりき、さればこそ其の出陣に臨みて、息子正行に訓誨を遺し、成長して後に須らく守る可き道をば示し置きたるなれ、此時に於て公の心の中は其清きこと千古に卓絶したりとも云ふ可し、公は思へらく、今にして我れ死しなば、天下の人心、必ずや義に感じ、國家の爲めに、生命を惜まざること、我れに似たる者を生ずべし、少くとも我が一族は、感憤して永く我が志を忘れざるべし、即ち我れは今死する方が、生存を計るよりも、偉大なる功績を遺し得べしと、斯く思ふが爲に、公は必ず死す可き戰場に向ひて、必ず死す可き難所を引受け、奮戦し苦闘し、凡そ力の限りを盡して、士たる者は宜しく斯く死す可しとの手本を示したり、乃ち肉體的に失敗して精神的に成功したるなり、公は肉體的に到底、勝利の道なきを知りたるが爲めに、精神的の勝利の、更に肉體的物質的の勝利よりも偉大なるを選びたるなり

是れが爲めに、南朝の人は末の末まで義を忘れず、忠を忘れず、肉體的即ち物質的に何等の力も無き南朝の朝廷を支へて、能く五十餘年の業を續け、更に五百餘年の後、明治の維新に至る迄も、將た日露戦争に至るまでも、公の英風を慕ふもの雲の如

くに起り、所謂る大和魂なる國民的忠勇の心をして世界を驚す迄に旺盛なることを得せしめたるなり、公が死を決したる心は、今日以後と雖も猶長く人心に影響して其功殆ど盡きざるべし、此理由を以て、吾人は公が初より死を決し、死を準備し、故意に生還の道を杜絶して進みたるを偉大とするなり、其必然の結果として吾人は今の教育家の説く所に不平なり

人には自個の責任と云ふものあり、自個の責任を以て自個の生死のみならず一切の事を定む可し、此責任の爲めには時として——否往々に——國家の所業と衝突することも有るべし、國家に謀反することも有るべし、然れども今の國家は之を認めず、單に人民を一定の鑄型に容れ、其の自由の發展、自由の行動を奪ひ、思想の自由を奪ひ、單に治し易く御し易き柔順性を作らんが爲めに、教育の方針をまて其の通りに曲げ、楠公の事を教ふるにも、公をば、豫め死を決したるに非ずと爲し、豫め死を決したるならんには、其に忠義に缺けたる所ありと爲すなり、即ち世界に通用せざる一種の理論をまて捏造し、事實に合探せざる我儘の史實を作成してまて、國家至上、個人没却の主義を推し通さんとするなり、自個責任の上に立つ個人の正當な

る自由行動をば恐く邪視せんとするなり、今日までは其れにて通り來れり、然れども乃木將軍の自殺の如きをば、彼等は如何に視んとするか、乃木將軍をば忠君の人に非ずと云はざれば、彼等の刃は自ら折るべし

吾人は乃木將軍を視ること楠公を視るに異ならず、乃木將軍は自個の責任を以て自個の生命をば自個の最良と思ふ方法に處分したり、然れども將軍の最良と認むる方法は、國家が最良と認むる方法と衝突したり、國家は之を賞せんとするか之を責めんとするか、若し責むるとすれば、今までの、故意に誤りたる教育の方針が此場合にも貫かるゝなり、若し賞するとせば、吾人の不平唱ふる所の意見に投合し來るなり

乃木將軍は、吾人の意に由れば、實に楠公以後の第一なり、彼れは人たるよりも神なり、彼れが旅順を攻撃するや、自個の息子をして最も危険なる最も困難なる方面に向はしめたり、彼れは之が爲めに其子を失ひたり、更に彼れは今一人の子を同じ方面に向はしめ同じく死せしめたり、彼れは子を愛せざるには非ず、他人の子弟を無數に戦死せしむるが爲に、我れ獨り我子を惜みては我が道義的責任に反すとの

高潔なる念慮に驅られたるなり、時の父兄は感憤して俗謠を唱ふて曰へり

一人息子と泣いては濟まぬ

二人り無くした方も有る

と、即ち彼れが息子二人を失ひたる爲めに、國民は唯一人の息子を戦死せしむることを悲まざりしなり、既にして日露の役終り、彼は他の多くの軍人と共に赫々たる威名の中に凱旋せるも、彼れは獨り憂心忡々、多くの父兄に面目無しと爲し、殆ど顔を擧て人に視らるゝことだに厭たり、彼れの人格の崇美なる誰れか態く比肩せんや、昔し楚の項羽が多く江東の子弟を失ひたるを耻ぢ、江を渡らずして自刎したるは、支那の事柄ながら天下の美事として、我が國人も之を武士の鑑なりと稱揚する所なり、乃木將軍は之に過ぐ、項羽が失敗して歸りたるに反し、將軍は勳功を輝して歸りたればなり、爾來彼れの爲す所一として、心事の公明正大なるを想見するに足らざるは無く、吾人をして景仰措く能はざらしめたり、彼れ今は先帝に殉して死せり、彼れ豈に一身終末の此一事に於て平生の心事に負く者ならんや、彼れは實に至誠純忠の人なり、其自殺が軍人として國家を守るべき現在の職務を捨て、教育家と

して貴族子弟を監督す可き重き附托を捨るに當ることを知らざらんや、知りて猶且つ自殺を肯てしたる、即ち乃木希典の乃木希典たる所以、他人の企及せざる所以なり、彼れの死を決したるは楠公の死を決したるに同じ、彼れは、我が國人の忠君の心が、徒らに形跡の美を飾るに流れて、實は精神的に泯滅せんとするを慨したりき、彼れは自ら死を以て我が精神を明かにするに非ざれば、以て此類波を支ふ可からざるを知りたり、彼れが眞成に忠君なる愛國なる思念は、彼れをして形式に拘泥するを許さず、自殺を以て精神的に痛烈に感化を遺すの一途に出てしめたり、吾人は今の世に彼れの自殺ほど必要なる、將た偉大なる美譽は有り得ざることを信ず、彼れは實に、斯く自殺することが、生存して國家を守るよりも以上に軍人の精神に合撲し、生存して子弟を教育するよりも以上に人を教育する所以なるを確信したり、彼れの此自殺は全く我が國家を千歳の後までも救ふに足り、我が人心を千歳の後までも感奮興起せしむることを得るなり。

彼れの自殺するや、彼れの妻も、後れじとて亦自殺したり、人の眞成の性格は先づ其の家庭に現はる、先づ最も己れに近きものを感化する能はざる人は眞に他人を

感化し得る人に非ず、家庭に幸福なる人に非ざれば眞に幸福なる人に非ざると同じく家庭に嚴肅なる人に非ざれば眞に嚴肅なる人に非ず、家庭に尊信せらるゝ人に非ざれば眞に尊信せらる可き價值を有せず、焉んぞ家庭に感化の溢るゝ人に非ずして眞に人を感化することを得んや、彼れは能く其の二人の子を感化し又能く妻を感化したり、凡そ彼れに接近するもの、彼れの意の爲めに欣々然として生命を擲たんと欲するに至らざるは無きなり、嗚呼偉大なる哉、彼れや、若し彼にして千年萬年、我が國人を感化し得ずんば、我が國人は最早や何人にも感化せらるゝこと能はざる迄に無神經と爲れるなり、彼れの自殺は實に時を得たり、到底感化するに由なき程の無神經なる者と雖も、彼れの自殺には感激すべし、況んや我が國人は未だ其域にまては墮落沈淪せざるをや、彼れの自殺は千年に萬年に必ずや大なる精神的影響を國民に及ぼすならん、吾人は誠心誠意を以て、彼れに感謝す、然り感謝すとは雖ども、自ら省みて到底彼れに感謝するに堪ふるほど痛烈なる誠心、純潔なる誠意を有すること能はざるを深く遺憾とするなり、唯だ彼れに感化せられんことを欲するの一念の甚だ切なるに於て、感謝の辭を述べざらんと欲するも能はざるの

み

知らず我が國家は如何にして彼れに酬え、如何にして彼れの赤誠を永く子孫後世に傳へんとするか、或は國家は其の僻みたる主義の爲めに何事をも爲さずとするも、國民は自個の判斷を以て何事をも爲さずには止まざるべし、然らば國民は彼れを神として祭る可きか、然り、彼れを神として祭らずんば復誰をか神として祭らんや、縦しや祭らざるも彼れは神なり人に非ざるなり、然れども神なるを知りて祭らざるは、尊きを知らざる人なり、吾人は偉大なる崇高なる純美なる者を求めんと欲して歴史に溯るを要せず、彼れに於て誠の偉大を見、誠の崇高を見、誠の純美を見たり、吾人は彼れと時代を同じくするに於て神と共に棲むの幸福を有したり、人にして彼れより以上に神なる者は在ること能はず、祭らずして如何に此の幸福を永久にするを得んや、實に乃木將軍は神にて在はしき

今日まではすぐれし人と思ひしに

人と生れし神にぞありける

四 訓話上の注意

第一章 講堂訓話の價值

一 學校統一上に於ける講堂訓話の價值。元來學校の教育は、教授と言ひ、訓練と言ひ、其の他の一般の施設と言ひ、悉く其の間に統一がなければならぬ。換言すれば、それ等の凡てが、悉く一途に出て、以て彼此相扶けて兒童の品性を築成すると云ふことにならなければならぬ。然らざれば、到底個人として、堅固なる品性あり、善美なる徳性あらしむることは出來ない。講堂訓話は、此の點に於て重要な意味を持つて居るものである。即ち、講堂訓話は、全校兒童を一堂に集めて、學校長又は教員から、學校全般に關する根本方針を告諭し、之に依つて、教員兒童が協力一致して、直ちに實行すべきは、之を實行するやうに努めさせようとするのであるから、之に依つて、學校教育の間に彼此齟齬することなく、前後の間に矛盾なく、従つて、説くところ、命ずるところは、次第に兒童の確信となり、習慣となり、遂に品性となるのである。之を要するに、講堂訓話は、實に劃一の品性を作り、共同意識を作り、所謂校風を

作るに必要なるものである。是れ講堂訓話が兒童の品性陶冶上、又、校風養成上頗る必要なる所以である。されば、世の訓練を論ずる者にして、校風を口にせぬ者はなく、校風を口にする者にして、一定の主義綱領を立て、師弟共に之に従ふべきことを言はぬ者はない。而して、講堂訓話は、所謂其の主義綱領を與ふるものである。換言すれば、活きたる機會を利用して、主義綱領を傳ふるものである。

二 講堂訓話は、活知識を與ふ。凡そ教育の効果を十分に擧げようとするには、常に出來るだけ活材料を以て教育することが必要である。そのみならず、其の活材料を提示するに適當なる時機を得るならば、更に其の効果を幾倍ならしむることが出来る。例へば、臨時に何か事變があつた場合とか、或は、國家に關係ある出來事があつた場合に、その事に關する訓話を爲すとか、或は、それについて兒童の心得べきことを話すとか云ふことにするならば、兒童は、それに依つて、活きたる知識を得、又、活きたる感情を有つことが出来る。又、兒童が或る事件を耳にし、或は目撃して、判断を誤つて居るやうな場合に、それについて講堂訓話を行ふならば、忽ちにして、彼等の迷を醒し、或は感情を沈め、勵ますべきを勵まし、彼等の將に

嚮ふべき方針を確定して、全校職員兒童の執るべき態度を定むることが出来る。要するに講堂訓話は、活材料に依つて、活知識を與へ、適當なる感情を鼓舞し、加ふるに、道德の實踐的指導をなし、以て堅固なる常識を備へたる人物を養成する手段とすることが出来る。

三 講堂訓話は最も深き印象を與ふ 例へば戦争の記念日とか、其の他、國家の歴史上、國民の忘るべからざる記念日に於て、其の當時の状態を細密に訓話して、兒童が將來採るべき覺悟方針を示してやるならば、彼等の頭には、それが至つて深い印象を與へ、且つ、將來、國民として正當なる判斷と方針とを定めしむることが出来る。尤も、之が餘り度重なると、却つて彼等の頭に深い印象を與ふることが出来ないやうなことがあるけれども、一學年の間に、僅々數回、適當なる記念日を選んで、而も適當なる方法に依つて訓話を行ふならば、之が教育的價值は、決して少いものではないからうと思ふ。世には、講堂訓話として話すやうなことは、平素他の教授時間にして、歴史なり、修身なり、國語なりで教ふるものであるから、格別改めて講堂訓話としてやる必要はないと云ふものがある。けれども、吾々が、平素教室で教科の一部分と

して取扱ふ場合と、講堂訓話として、全體の兒童を一堂に集めて、改つて訓話をする場合とは、餘程其の教育的價值に於て相違があると思ふ。即ち、吾々が教授中に說話をするのは、いづれも教材の一部分として必要な知識を與ふると云ふことが主眼であつて、之を殊更修身上或は訓練上に利用するやうに努むることは誠に不充分である。然るに、講堂訓話として之を行ふ場合に於ては、其の材料を以て單に知識を與ふると云ふだけでなく、主として道德的感情を鼓舞し、品性を養成すること、を主眼としてやるのであるから、其の材料の選擇上に於ても、自ら普通の教授の場合とは輕重を立つる上に於て相違があるであらうし、又それを話す時の話方に於ても、自然相違がある譯であるから、普通の教授に於て取扱つたからと言つて、之を講堂訓話の材料として悪いと云ふことは言はれない譯である。

第二章 訓話に關する諸注意

凡そ講堂訓話を行ふには、少くとも尋常科とか高等科とかの兒童を一堂に集めて訓話をなすのであるから、兒童の心身發達の上に於て非常な差がある所から、訓

話上教師の用ふべき言語と言ひ、材料の採り方と言ひ、餘程困難なる事情が多いのである。従つて訓話上教師の注意すべき事柄も多いと思ふ。依て今其の主なる事項を次に述べて見ようと思ふ。

第一 訓話の最初が最も肝要である。此の事は、單に講堂訓話のみには限らない。何事にしても、其の初めが大切であると云ふことは言ふ迄もないが、殊に發達程度の異つて居る多數の兒童を一堂に集めて訓話をする場合に於ては、既に兒童の心から、平素教室に在る場合とは餘程違つて居るのであるから、其の楫取は、餘程六ヶしいものである。即ち、教師が演壇に立つた時一齊に敬禮をすると同時に、兒童の眼は教師の顔に集まる、而して、教師が今や何事をか説き出すてあらうと期待して居る、其の瞬間こそ最も大切な時機である。故に、之を適當に處置しなかつたならば、忽ち兒童の注意を紊すやうなことになるつてしまふ。若し、一たび過つて彼等の注意を散漫せしむるならば、再び之を回復するには、復た多大の心勞を要するものである。されば、此の最初の一瞬間は、說話者の深き注意を要する時機である。彼の、人の愛讀する文學書などでも、多くは、最初の書出しに

は、大に注意を拂つて居る。又、彼の琵琶歌でも、淨瑠璃の文句でも、初めの一句には、餘程人の注意を引くやうに工夫して書いたものが多い、我々の講堂訓話を爲す場合に於ても、矢張り此の用意が最も肝要である。然らば此の場合に如何なる工夫が大切であるかと云ふと、先づ聽者の注意を我が一身に集中せしむることが必要である。彼の講談師などが、説き始めに壯重なる句調を用ゐたり、或は極めて低い聲を用ゐたりするのは、詰り聽者の注意を喚ばうとする手段に外ならないのである。斯くして、一度聽者の注意を集めたならば、話手は、此の注意をして繼續せしむるやうに力を用ゐることの巧拙が、亦技倆の岐るゝ所である。それには、聽者の有意的注意を轉じて、次第に無意的注意たらしむる工夫を攻究することが必要である。即ち、最初の間は、聽者は、努めて、話を聽かうと欲して居るのであるが、次第に興に釣り込まれて、遂に殆ど無意的に聽くやうにならしむることが望ましいのである。夫に對する秘訣としては、成るべく諸種の心力に訴ふるが宜い、即ち、聽者の想像力をも働かせ、或は判斷力に訴へ、或は記憶の再現を要求すると云ふやうにして、飽かんとしても飽くことの出来ないやうにするの

である。

第二 訓話は雄辯を振ふよりも寧ろ壯重にして強く深き感銘を與へんことを期すべし。 我々の講堂訓話は、彼の演説や講義などとは、自ら趣が違つて、必ずしも流暢の辯を用ひて滔々と述べ立てる必要はない、又、其の材料とても、深遠なる原理を説くのではないから、理學上の説明をするやうなゴツゴツした口調を以て話す必要もない。そこで、大切なることは、聽者に深き感銘を與ふると云ふことである。それには、演説でなく、又講義でなく、何れかと言へば、彼の宗教上の説教に近いやり方が宜からうと思ふ。それで、其の要求を満足する方法として、第一に考へねばならぬことは、話手が述べんとすることに付いて、先づ自ら深く感ずるといふことである。即ち、我が心から真に悲しいと感じ、真に嬉しいと思つて居ることならば、必ずや人に同情を起させることが出来るのは勿論であるが、自分もさうも思はぬことを話して、人にのみ感ぜしめようと云ふのは無理なことである。何となれば、真に感じた話手の句調は、知らず識らず其の語句が壯重で、而も自然に感情を刺戟するやうになるものである。要するに、兒童をして感動

せしむる要素は、單に外部に現はるゝ言葉の末てはなくして、全く教師の内部的の感情に存するものである。然らば、自ら深く感ずるには、如何なることが必要かといへば、其の事柄について深く知るといふことが大切である。換言すれば、材料について豊富なる知識を有することである。是に於てか、教師の全部的感情は、思想の豊富に存するものと謂はねばならぬ。

第三 訓話には適當なる比喻を利用することが必要である。 既に述べたやうに、内部的準備の整つた以上は、進んで外部的要件の準備に工夫を用ふることが必要である。其の主なるものは、訓話をなすに、成るべく具體的、寫實的、直觀的方法を採ることである。説話中、巧みに比喻を利用することは、正に其の一つの方法である。話上手と謂はるゝ人は、多くは比喻を巧みに利用する人である。即ち、比喻の利用に依て、聽衆の理解を助け、且つ感動を戟増し、印象を強くすることは明かなことである。例へば、戦争に死傷した人の數を言ふにしても、唯十萬なら十萬と云ふ數を言つた丈では、中々頭に残らないが、十萬と云ふ數は、其の一人々々の名刺を積み上げると、大凡どの位の高さになるとか、或は馬一疋の力でも

脊負ひ切れない程であるとか云ふやうな比喩を用ゐると、單に理解を助くるのみならず、記憶を確にすることも出来る。

第四 訓話は用語の注意が必要である。 是れ亦發達程度の異なる兒童を集めて訓話をなす上には、閑却すべからざる要件である。即ち講堂訓話を爲す場合の用語は學級教授とは違つて、著しく困難を感ずるものである。即ち、幼者に適するやうにすれば長者の倦厭を來し、長者を喜ばせようとすれば幼者の欠伸を見ると云ふやうな始末で、何人も之を困難とする處であるが、之に付ては、大内青巒と云ふ高僧が、病人は粥でなくては食ふことが出来なけれども、粥は健康の人にも食ふことが出来ると同じやうに、平易な言葉は學問のある人の耳にも、亦學問の無い人の耳にも能く徹するものであると言はれたといふことであるが、我々の訓話上、誠に此の言葉を服膺すべきであらうと思ふ。故に、我々の訓話は、主として下級の兒童を標準とするのが最も至當であらうと思ふ。併し、只餘り平易を主とする、勢ひ無駄な言葉が多くなつて、話に活氣が無くなると云ふことがあるから、之を補はんが爲には所謂修辭上の漸層法とか、誇張法とか、引例

法とか云ふやうなことを利用し、或は、抑揚波瀾をつけるやうにするならば、決して平易な言葉を用ゐたからと言つても、全體の兒童を倦ませるやうなことはないと思ふ。若し又、聽者が倦んだと云ふ様子を見たら、多少諧謔を用ゐることも有効である。それが爲めに、兒童は心氣一轉して疲勞を軽減すると云ふ効果は、確かにあるものである。それ故に、幾分か野卑に流れない限り、於て滑稽を加味すると云ふことも宜いと思ふ。

第五 材料は成るべく少なくて、説話は長時間に亘らぬが宜い。 何しろ尋常一年の兒童から高等科の兒童までを一堂に集めて、倦ませぬやうにして話をしようと思ふには、其の話が如何に巧であつても、長時間に亘るやうな材料では、どうしても困難であるから、成るべく材料を簡單にして、用語なども出来るだけ簡明を主とし、而して、成るべく短時間に、比較的多くの材料を手短かに話して、然も強い感動を興ふると云ふことに苦心しなければならぬと思ふ。殊に三大節の儀式の場合などに於ては、最も此の注意を要するである。されば、訓話者は、豫め沈思熟考して其の材料と方法とを工夫し、適當に兒童の感情を鼓舞し、それに依

つて、確かに何等かの印象を興ふるやうに注意せねばならぬ。尤も此の儀式の場合に於ては、全體の兒童に向つて、一々分るやうに話すといふことは、元より不可能なことであらうと思ふから、當日の儀式に付いて最も大切なる一節が彼等の頭に遺る位な程度で満足せねばなるまいと思ふ、併し、成るべく幼年生にも分る程結構なのであるから、用語などは成るべく平易にして簡單明瞭に、而かも一言一句力ある話方が望ましいのである。要するに、學力年齢の異なつた兒童を一團として話をする場合には、其の材料は、廣漠として全般的なるものよりは、寧ろ部分的のものを撰んで、朋かに説く事がよいと思ふ。即ち、あれも是れもと慾張らずに、極めて有力なる材料を、僅か取るがよい、而して、それだけは、是非共、相當に分らせるといふ覺悟を以て話すやうにしたいたものである。之に就いて、世の中では、儀式は尋常科と高等科とに分けてやるが宜からうと云ふ説を稱ふる人もあるが、私は、それには及ぶまいと思ふ。要するに訓話者の注意周到なることに依て大切なる一節ぐらゐは、下級の兒童にも分らせることも全く不可能なものではなからうと思ふ。

第六 訓話中時々發問の言葉を、用ゐるが宜い。勿論、嚴肅なる式場で一々答を求むると云ふことは却つて宜しくないけれども、發問の言葉を挿むと、何等かそれに付いて考ふる餘地を兒童に興へる、そして、若し訓話者が自問自答することと、彼等の考へたと、一致するならば、彼等は一層力を入れて訓話に耳を傾けることになるであらうと思ふ。それから、餘り當て付けに訓誨的に傾かぬやうに、所謂從容迫らずと云ふ風にやることも必要である。特に祝祭日の訓話は、苟も兒童に不快の感を起させるやうなことがあつてはならぬ。即ち、斯かる場合には、要するに我々國民の幸福なることを十分に知らしめて、且つは喜ばしめ、且つは奮勵せしむると云ふやうに仕向けねばならぬ。

第三章 講堂訓話實施上の諸注意

第一 講堂の裝置並に整理について

一口に講堂訓話と云ふけれども、必ずしも講堂に於て爲すべきものと限つた譯ではない。即ち、或は雨天體操場を利用してやることもあらうし、或はその學校で

一番廣い教室とか、兒童の控所のやうな所を利用してやることもあらう、又、運動場の一部分を利用してやつても宜しからうと思ふ。要するに、それぞれ其の學校の設備に依つて適當な所を擇んでやつて宜しいのである。併し成るべくは、小學校としても、殊に講堂と云ふもの、設備が望ましいのであるけれども、今日一般の小學校の經濟では、到底其の特設を許さぬことであらうと思ふから、矢張り、雨天體操場兼用のものとか、或は、作法、若くは裁縫教室と兼用のものを造つて、之に供へたらば宜からうと思ふ。それは兎も角、爰に一つの問題は、講堂訓話を爲す時に、其の場所は何等か特別の裝飾でも施すことが必要かどうかと云ふことである。この事に付ては多少研究する必要があらうと思ふ。一體儀式を擧げる場合とか、何か改まつた訓話を爲す場合には、其處に這入ると、自然壯嚴な感に打たるゝやうに仕向けることも、一つの大切なることであるから、講堂訓話を爲す場合に於ても、矢張り適當なる裝飾を施すといふことは無論悪いことではなからうと思ふ。併し、殊更關係の無いやうな裝飾を施すとか、必要のない物を並べ立てるとか云ふやうなことは無論宜しくないから、矢張り演壇上に活花でも置くとか、或は、壁面に當日の訓

話に關係ある掛物を掲げて置くとか云ふやうな程度で宜しからうと思ふ。

それから生徒の並べ方に付ても、常に一定の極りを付けて置くことが宜いと思ふ。即ち、一番下級の兒童を前に並べ、それから段々年長の兒童を後ろへ後ろへと並べて行くやうに定めて、何列目から何列目までは何學年と云ふやうに、腰掛の數を見計つて、いつも各學級の場所を極めて置くと云ふやうにするが宜からうと思ふ。

又、教員の着席すべき場所に付ても、多少考ふる必要がある。即ち、教員は、演壇の左右にズラリと並んで居るが宜いか、或は、各受持學級の兒童の側面に椅子を置いて、それに腰掛けて居るが宜いかと云ふことは、多少攻究すべきことであらうと思ふ。我々の經驗では、各學級の擔任教員は、其の擔任學級兒童の側面に椅子を置いて、それに腰を掛けて居ると云ふことが一番都合が宜いやうに思ふ。それは、監督上にも都合が宜いし、又、訓話中、兒童の中に、頭が痛くなつたとか、或は腹が痛くなつたと云ふものがあつた時に、教員は其の様子を見て居つて、直ぐに適當な處置をするとか云ふことにも都合が好いからである。而して、校長とか、或は、専科教員と云ふやう

本學級擔任以外の者は、演壇の左右に腰を掛けると云ふことが一番都合が宜いやうに思ふ。

又、兒童の出入に付ても、必ず一定の規律を立て、出入りさせるやうにしたいと思ふ。而して、訓話の當日は、其の時間の始めに、先づ以て各學級で、兒童を教室に引入れて、擔任教員より當日の訓話に對する大體の趣意を話して聽かせ、且つ、十分注意して聽かなければならぬと云ふ暗示を與へて置いて、其の積りて講堂へ引入れるがよいと思ふ。而して、其の引入れる順序も、各學級思ひ／＼に引入れると云ふこととなしに、最上級の兒童を眞先に引入れて、それから、段々下級の兒童を引入れると云ふやうにして、最下級の兒童を最後に引入れると云ふことにしたい。斯くして、全體の兒童が入場し終つた時に、校長が其處へ臨場すると云ふことにしたいと思ふ。尤も、此の際、校長が臨場する前に、氣を付けの號令を掛けるか、又は何かの合圖に依て、暫く氣を沈めさせて置くと云ふとにするが宜からうと思ふ。又、講堂を出る時には、這入る時と反對に、最下級の兒童を眞先に引出して、それから、段々年長兒童を引出し、最上級の兒童を最後に引出すと云ふやうにしたいと思ふ。そ

れは、詰り年少の兒童は、成るべく短時間講堂に入れて置くことにした方が都合が宜いからである。尙、其の出入の場合には、成るべく注意して、餘り騒がしくならぬやうにさせたいと思ふ。詰り、兒童は、平素各學級に分れて、僅かに數十人づゝ一つの教場に集つて稽古を受けて居るのに、愈、全校數百の兒童が一堂に集まると云ふことになる、兎角氣が浮立つて、自然騒がしくなり、又、キョロ／＼と方々を見廻はすやうなことになる、勝なものであるが、どうもさう云ふ風に氣が浮立つてしまふと、兎角、其の日の訓話も十分に耳に這入らぬと云ふやうなことになるから、平素各學級に於て、十分注意してそんなことのないやうに躡けると云ふことが大切であると思ふ。それから、遅刻して來た兒童などはどうしたら宜いかと云ふと、之も訓話の最中、足音高く這入つて來るやうなことがあると、非常に妨げになるから、必ず、後ろの入口から、成るべく靜かに這入らせるやうなことにした方がよい。それには、必ず一人の教師が、後ろの入口の所に付いて居つて、其の遅れて來た兒童を一番後ろの腰掛に掛けさせるやうにした方が宜いと思ふ。又、それが爲には、一番後列に、必ず一つ二つの腰掛を餘分に備へて置くことにしたいと思ふ。

凡そ講堂訓話を爲すべき任務に當る者は、必ず校長でなければならぬか、どうかと云ふことに就いては、是亦研究を要する事である。勿論、本體としては、學校長が訓話をするにしたいと思ふけれども、訓話の種類に依つては、必ずしも校長に限らなくても宜からうと思ふ。即ち、訓練上に關する學校全體の主義方針を話す場合とか、或は、國家に關する重大なる出來事について話す場合などには、學校長でなければなるまい。尙又、三大節の如き祝日に於ける訓話は、言ふまでもなく、校長の爲すべきものであるけれども、其の他の祭日に關する講話とか、或は記念日に關する講話をなす場合には、適宜他の教員が之を擔當するといふことにして、差支なからうと思ふ。殊に、歴史上の記念日に於ける講話などは、其の學校の教員中、其の事柄を話すに最も適當なる人を選んで講話をさせるやうにした方が宜からうと思ふ。例へば、元寇の話をするにすれば、其の學校に福岡縣の人が居るならば、其の人にやつて貰ふと云ふことが適當であらうし、又、最近の戦争に關する事までもあるならば、若し、其の戦争に出た教員があるにすれば、無論其の教員にやらせるが宜し、さう

でなくも、特に其の事柄に興味を持つて調べた人があるならば、さう云ふ人に頼むとか、それ〴〵適材を適所に用ゐると云ふことにすれば、どうしても適當な訓話が出来ると思ふ。或は又、就職の順序に依つて、講話の順番を極めても宜からうと思ふ。要するに、講堂訓話は、必ずしも校長に限らず、總ての教員が之に當ると云ふことにしたいと思ふ。さすれば、兒童は、自分の學級の受持教師でなくても、自然、親しむやうになり、又、尊敬の念を高めることになると思ふ。又、或る時は、學校の職員でなく、外から人を頼んで訓話をやつて貰ふことがあつても宜からうと思ふ。例へば、近頃、東京市の學校では、陸軍記念日や、海軍記念日には、陸軍省、又は海軍省に請求すれば、適當な講師を差向けて講話をやつてくれることになつて居るが、斯様に、其の當時、自ら其の衝に當つた人が直話をすると云ふことになると如何にも適切な話が出来来るから、従つて興味もあり、又、効果も現はれると云ふことになると思ふ。尤も地方では、さういふことは望まれないことであらうと思ふけれども、其の町村内で、當時の戦争に従軍した人、或は、其の學校の同窓會員で従軍した者があれば、その人を

頼んで話をして貰ふとか云ふやうなことも宜からうと思ふ。又明治維新の際に於ける大政奉還の事情に就て話をする場合には、其の村の古老で物識りの人があ
るならば、其の人に當時の有様を話して貰ふと云ふやうなことにすれば、随分適當
な人を得られない事もなからうと思ふ。併し、唯注意すべきは、さう云ふ人は、事柄
は能く知つて居るにしても、必ずしも吾々が要求するやうな話をして呉れること
が出来ないかも知れないから、さういふ場合には、豫め學校長若しくは教員から、能く
其の當日の訓話の趣意を話して、其の趣意に適ふやうな講話をやつて貰ふと云ふ
ことにした方が宜からうと思ふ。序でに一言注意として附加へて置くが、兎角戰
争なら戦争の話をする、日本は何事につけても軍人がなければ國が成立たない
ものの如くに話すやうな傾向がある所から、子供の頭も、動もすると、さう云ふ風
に傾き易い憂があるから、餘程その邊の事に注意しなければなるまいと思ふ。即ち、
戦争の話をした結びとしては、今後の國民として、此の國を維持する上に於ては、
軍人も勿論大切であるけれども、實業も大切である、學問も、教育も大切である。要
するに、國民全體が各々其の職務に忠實にして、君の爲め國の爲めに竭すと云ふ心

懸けが專一であると思ふ。尤も、外界の人を聘して話をし
て貰ふ時には、それ等の注文まですると云ふ譯にいかないから、若し、必要があつた
ら後に、各教室に於て各教師から其の趣意を附加へるやうな注意も必要であらう
と思ふ。

第三 講堂訓話の教案について

講堂訓話をなすには、必ず教師の注意周到なる準備を要することは言ふまでも
ないことであるから、矢張り各科教授の準備と同じやうに教案を立てると云ふこ
とが必要であると思ふ。實を言へば、講堂訓話の教案を立てると云ふことは、平素
教室でやる教案を立てるよりも、餘程六ヶしいものと言はなければならぬ。それ
は、別項講話の方法の段に於ても述べた通り、種々な要求があるのであるから、之が
教案を作るには、種々の點に注意して工夫しなければならぬ。尤も、其の教案は、強
ち細密なものでもなくともよいので、一通り講話の順序を筋書のやうにしたもので
宜からうと思ふが、それ以外に、如何なる言葉でそれを説明しようか、どんな工合に
問の言葉を發しようかと云ふやうな細かい腹案が必要であると思ふ。而して、其

の教案は成るべく永久に保存するやうにしたいと思ふ。斯く保存して置けば翌年同じ訓話を爲す人が、それを見て昨年は斯んな材料で、斯んな訓話をしたと云ふことを知ることゝ出来て、従つて、次の教案を立てるにも参考になるだらうと思ふ。而して、學校長以外の他の教員が訓話をやる場合に於ては、學校長は、一通り教案を檢閲することも必要であらうと思ふ。何となれば、真逆にそんなこともないことではあらうと思ふけれども、先年第一高等學校で徳富氏を頼んで生徒に講話をして貰つたときに、思ひ掛ない問題を惹起したやうなもので、萬一、我が國民道徳を害するやうな危険なる思想を、浮か／＼教員の口から兒童に傳へるやうなこともあると、取返しのかかぬことであるから、どうしても、責任者が一通りの檢閲をすると思ふ。と云ふことは必要なことであらうと思ふ。

第四 講堂訓話に要する教具について

平素、各教科の教授に於て、教具の必要なことは言ふまでもないことであるが、講堂訓話に於ても、多くの場合に教具の必要があると思ふ。即ち、歴史上の事柄を話すには、其の事柄の起つた場所を示すべき地圖も必要であらうし、或は、人物の肖像

像畫もあつた方が宜からうし、又、出来るならば、其の人物の遺した書き物とか、其の他の遺物とかいふやうなものも必要であらうと思ふ。或は又、其の當時の出来事を記録した書き物でもあれば、尙ほ結構なことであらう。要するに、相當の教具を出来るだけ準備すると云ふことが望ましいことである。若しも、此の準備を怠つて、一時間餘りの訓話を爲し、然も尋常一學年の兒童にも少しも倦厭せしめずに話をするだけの技倆があるならば、それは餘程えらい人と言はなければならぬ。聞く所に依れば、廣島高等師範學校の附屬小學校では、例へば元寇の記念日と云ふやうな時には、元寇に關係のある地圖とか人物の肖像とか、其の當時の戦争の有様とか云ふやうなものを、出来るだけ集めるなり書くなりして、それを其の時の講話に利用し、尙ほ又、其の當日元寇會と云ふやうなものを開いて教室の廊下に、其れ等の掛圖を掛並べて兒童に見せると云ふことにして、それが済んだ後は、教具として長く學校に保存して置いて、歴史で元寇を教ふる場合には、それを教具として自由に用ゐることが出来るやうにしてあると云ふことであるが、是等は誠に一舉兩得の策で結構なことと思ふ。實に、折角其の當日、講話者が非常な苦心をして描いた地

圖や肖像畫などが、其の時限りて棄てられてしまふと云ふことは、甚だ惜しいことである。然るに、不注意なる學校には、往々さう云ふことがあると思ふ。それで、地圖にしても、爰に、日露戦争の話をするとすれば、世界の東方地圖が一編あれば宜いやうに考へるものもあるかも知れないが、到底それ位で満足すべきものではない。即ち、當時戦争の巷となつた場所を擴大した地圖を用意することも必要であらうと思ふ。即ち、例へば日本海々戦の話をしても、或は奉天會戦の話をしても、其の日本海なり奉天なりで激戦のあつた場所を擴大した地圖を用意すると云ふことが必要であると思ふ。又、元寇の話をする時には、現在の壹岐對馬附近の地圖があれば宜いと思ふかも知れないが、實は、元寇の當時は、對馬は今の地理と餘程違つた所があつたのであるから、どうしても其の當時の對馬附近の地圖を示すと云ふことが必要である。さう云ふ工合に、教具に付いても餘程工夫する餘地が多いと思ふ。殊に、歴史上の事柄は、過去の事實を幼年の兒童にまで、ありありと目の前に在るが如く感ぜしめようとするのであるから、それには、是非適當なる教具の助けを借りると云ふことが最も宜いことと思ふ。又、偉人物の遺した書き

物とか、或は、其の人物の遺した格言とか、詩歌とか云ふやうなものがあるならば、それ等を利用して講話の資料とすると云ふことも宜からうと思ふ。又、戦争に關することなどであると、其の當時の新聞の記事とか、戦況圖とか、戦事畫集とかいふものを利用して、ことも宜いことである。私の経験では、自分が奉天會戦の話をする時に、丁度、我が軍が奉天に於て大勝利を得たと云ふ報告が大本營に着いた時に出た號外を保存して置いて、後五六年経つてから講堂講話をやる時に、其の號外を持つて行つて、生徒の面前で讀上げたことがあるが、是等はちよつとしたことであるけれども、餘程深い感動を與ふるやうに思ふ。獨り號外のみならず、今後は、色々の書物や繪本などになつて残つて居るから、それ等を適當に利用するならば、随分興味ある講話をやることが出来るだらうと思ふ。

第五 講堂講話に伴ふ唱歌について

凡て講堂講話をやつた後は、必ず其の當日の講話に因みある唱歌を以て終ると云ふことが宜いと思ふ。元來如何なる儀式でも、始めと終りには、音楽を以て式の壯嚴を助け、或は列席者の感情を鼓舞するやうな方法を取ると云ふことが世界共

通のことである。且又、宗教上の説教や演説などでも、始めか終りには、適當な音楽を奏して應情の激動を助けるやうなことは、何れもやつて居ることであるから、學校の講堂訓話をやつた場合にも、十分子供の感情を發露するやうな適當な唱歌を歌はせることは至極宜いことと思ふ。それには、それ／＼其の式日なり記念日なりに相當した唱歌を極めて置いて、豫め其の訓話を爲す前に練習をして置いて歌はせることにしたいと思ふ。其の唱歌も色々あらうと思ふが、東京高等師範學校附屬小學校では、既に數年前から講堂訓話の際に歌はせる唱歌を、委員を選んで歌及び曲を作つて長い間それをやり來つて居るから、是等は、一般に適當な參考になるであらうと思ふ。それで、其の唱歌を歌ふにも、子供が殆ど無意味に歌ふと云ふこととなしに、成るべく其の唱歌の意味が子供相當に解つて歌ふと云ふことにして置きたいと思ふ。尤も、其の歌詞の六ヶしいものは、到底尋常一學年の子供にまて其の意味を解らせると云ふことは望まれないけれども、上級の兒童には、相當に其の歌の意味を解らせて置くやうにしたいものである。而して講堂訓話を爲す人は、其の唱歌の歌詞にあるやうな意味を利用して講話をするやうにすれば、猶更

結構なことであると思ふ、それでないにしても、皆さんが今日歌ふ唱歌にもある通り云々とか、今日皆さんが歌ふ唱歌にあることの意味は是れ／＼であるとか云ふやうな工合にして、其の積りて唱歌を歌はせると云ふことにすれば、假令唱歌其のものは餘り上手に出來ないにしても、全く兒童の頭から湧いて出る唱歌であるから、是は道德的感情的養成上誠に效果あるものと言はなければならぬ。

第六 訓話後に於ける處置

講堂訓話をやつた後に、其の儘他の授業に移るとか、或は直ちに運動場へ散してしまふとか云ふことにしないで、成るべくは、各學級に分れて、各受持教員から當日の訓話に付いて適當な問答をするとか、或は如何に感じたかとか、解らない事は無かつたかと云ふやうな質問をして見ることも宜からうし、或は、幼年の兒童であるならば、解らなかつたと思ふやうな所を適當に碎いて話してやることも必要であらうと思ふ。又、或時は、後の綴り方の時間を利用して、それを記憶のまゝ文に作らせると云ふやうなことも宜からうと思ふ。又、之を話方の材料として利用することも宜からうと思ふ。或は、之を修身の教授時間に利用して適當な訓誡を施すこと

も宜からう。兎に角其の講話をして十分に効果あらしむるやうにすることが望ましいのである。私の経験では、子供に今日聴いた儘を作文に書いて見よとか、或は聴いた儘を話して見よとか云ふ工合にして書かせたり話させたりして見ると案外兒童が誤解して居ることがあつたり、又解らないことがあつたりすることを發見したことが屢々ある。

〔追 録〕

●御眞影下賜並ニ奉掲方ニ關スル文部省通牒(大正二年六月十二日)

一 天皇皇后兩陛下ノ御眞影ハ從前ノ通り相當ノ資格ヲ有スル學校ヨリ拜戴方ヲ願出ヅル時ハ御下賜相成ルヘシ。但シ目下諒闇中ナルニ依リ追テ御撮影ノ上御下賜ノ事

二 明治天皇並ニ皇太后陛下ノ御眞影ハ現ニ下賜ヲ受ケタル學校ハ其儘鄭重ニ奉安シ先帝ノ御眞影ハ明治天皇祭ノ如キ特ニ先帝ヲ記念シ奉ルヘキ機會ニ是

レヲ奉掲シ又皇太后陛下ノ御眞影ハ三大節等ニ於テ天皇皇后兩陛下ノ御眞影ト共ニ奉掲シ職員生徒ヲシテ敬禮セシムルコト

三 奉掲ノ位置ハ右ヲ以テ 天皇陛下ノ御位トシ(即チ臣下ヨリ向ツテ左手)順次左ニ皇后皇太后兩陛下皇太子殿下ノ御位トセラルベキコト

●天長節祝日ニ關スル勅令及告示(大正二年七月十八日)

▲勅令第二百五十九號

大正元年勅令第十九號中、天長節八月三十一日ノ次ニ左ノ如ク加フ

天長節祝日 十月三十一日

▲宮内省告示第十五號

天長節ニ付テハ自今八月三十一日ニ在リテハ天長節祭ノミ行ハセラレ特ニ十月三十一日ヲ天長節祝日ト定メ宮中ニ於ケル拜賀宴會ハ同日ニ於テ行ハセラ
ルベキ旨仰出サル

天長節ニ付キ宮中ニ參賀シ又ハ賀表ヲ捧呈スル者ハ十月三十一日ニ於テ之ヲ
爲スベシ

附錄終

國民教育講堂訓話

第一回 國民教育之重要性

第二回 國民教育之實施

第三回 國民教育之經費

第四回 國民教育之地位

第五回 國民教育之方法

第六回 國民教育之效果

第七回 國民教育之未來

第八回 國民教育之責任

第九回 國民教育之理想

第十回 國民教育之實踐

第十一回 國民教育之貢獻

第十二回 國民教育之希望

第十三回 國民教育之總結

第十四回 國民教育之展望

第十五回 國民教育之結論

大正二年十月五日印刷
大正二年十月八日發行

國民教育講堂訓話
定價金壹圓八拾錢



發兌

東京市神田區表神保町貳番地
電話本局三三三七番

株式同人館

著者 相島龜三郎

發行者 株式同人館

右代表者 森山章之丞

印刷者 中田福三郎

東京市本區區市谷區寶町一丁目十二番地

東京市本區區市谷區寶町一丁目十二番地

青淵 澁澤榮一先生著 (十版)

縮刷 青淵百話

布装釘全一册
定價金壹圓
郵税金八錢

澁澤男
爵七十
年間の
活教訓

榮達を説き家庭を説き交際を説き人格を説き銀行會社員の修養を説く等何れも空中の樓閣にあらずして悉く男爵が七十年間實地の試鍊より歸納せる活教訓なり要するに本書の價值は或る意味に於て男爵の物質的貢獻を合したるものよりも更に大なるものあるべく男爵の名をして萬世に不朽ならしむるもの或は彼に在らずして此に在らん

東京神田 株式會社 同文館 表神保町

大村仁太郎先生著

縮刷 我子の美德

布装釘全一冊
定價金五拾錢
郵税金八錢

兒童の教育法を家庭物語體に叙べたるもの淳樸なる農夫の子松下繁雄の出生より長じて結婚するに至る迄の徑路を最も面白く描き其の間に於て精細に家庭教育の法を説きたる點彼の有名なるルソーの「エミール」をも凌ぐべき傑作と稱せらるる子女を善導せられんと欲する父兄は直ちに一本を備へられよ

大村仁太郎先生著

縮刷 我子の惡德

布装釘全一冊
定價金四拾五錢
郵税金八錢

現代家庭の惡風と教育の弊竇とを抉剔して諷刺痛快骨を刺し肉を抉り人をして冷汗背に決かしむ即ち本書に依つて兒童性格の障害に關する知識を蓄へ之を家庭に實驗し學校に應用せんか子女は初めて善良なる性格を得るに至らん是れ實に家庭教育の根源なり

東京神田

株式會社 同文館 表神保町

東京女子高等師範訓導 堀 七藏先生著

六版 兒童の理科智囊

洋装全一冊
定價金七拾錢
郵税金八錢

理科の知識を平易に解釋して兒童に理解せしむるは容易の業にあらず如何に説明せば兒童を納得せしめ得るか如何に取扱へば兒童の興味を惹起せしめ得るかは理科教授の任に當るもの、講究すべき大問題なりとす本書は此等日常の疑問を説明し理科教授の缺點を補ひ兒童の自然研究に對する興味を喚起せしめんことを期したり。

東京女子高等師範訓導 堀 七藏先生著

三版 兒童の日常の化學

洋装全一冊
定價金七拾錢
郵税金八錢

著者は理科智囊を公にして學校より家庭より大歡迎を受けましたのは皆様も御存知で御います。理科教授について特に造詣深い著者は其著理科智囊の未だ盡さない所を補ふため、その姉妹篇として本書を著されました。理科智囊と併せてこの種常識養成書は御家庭に缺くべからざるもので御座います

東京神田

株式會社 同文館 表神保町

エレン・ケイ女史原著
大村仁太郎先生解説

新装
發賣

二十世紀は兒童の世界

布裝美本全一冊
定價金七拾五錢
郵税金八錢

新世紀に於て新しき人間を造らんと欲する世の父母に警告す

原著者は瑞典の一小學教師エレン・ケイ女史にして歐洲の思想界と教育界とを震撼せしめたる名著なり本書は家庭學校社會の三方面に蟠る弊害を指摘して之が救済の策を講じたるもの形式を打破し修養を鼓吹し男女關係の改良結婚の新形式を提唱し學校の均等主義を排撃し學校の精神的殺人罪を絶呼せる邊は思はず讀者をして痛快案を拍たしむるものあるべし

東京神田 株式會社 同文館 表神保町

京都帝國大學 文部省普通學務局 教授 小西重直先生閱
玉井廣平先生著

文部省調査小學校作法教授要項參照 小學作法教程

和裝全一冊
定價金六拾錢
郵税金八錢

小學校作法教授要項實施上の指針

本書は過般文部省より發表せられたる小學校作法教授要項の趣旨に則り、小學校は勿論一般家庭に於ける作法教授の資料を列舉論述せるものにして、國定「小學修身書」と密接なる連絡を保てるは元より、一々挿繪を以て詳密なる説明を施し、世上未だ嘗て見ざる平易適切の好參考書なり。元來小學校修身科の國定教科書に於ては、比較的作法の教授に留意し、日常必須の作法事項は隨所に之を注意せりと雖、其の形式に至りては一も之と説く所なく、從つて教師をして其適從する所に迷はしめたり。然るに今や文部省は右作法の要項を發表したるを以て、教育實際家は茲に信賴すべき唯一の指針を得たるものと言ふべし。然れども此の文部省調査の要項を活殺するの手腕は、固より小學校教師諸君に俟たざるべからず。即ち本書は此の要項に準據して論述説明最も親切を極む。教師は勿論家庭の父母も本書一本を備へんには、文部省要項と相俟ちて學校並に家庭に於ける作法教授の最好指針を得るや必せり

東京神田 株式會社 同文館 表神保町

エト5H-53

文學士

後藤朝太郎先生
宮部治郎吉先生 共著

新版

國定本 漢字の教授及教材

我邦漢字教授の革新の原動力

小學校の教授中最も困難なるは漢字の教授にして而かも最も必要の教授事項なり。本書の著者宮部治郎吉君は多年漢字教授の研究を爲せる篤學者にして後藤文學士は其專攻の學者現に文部省漢字取調の囑託なり。兩先生が教授の實驗より、漢字の理論より、教材の取調より、各方面に涉りて遺漏なく研究せられたるものにして、其特徴を擧ぐれば、一、凡そ小學校に用ふる教科書の漢字は總べて蒐集し、しかも一見極めて明瞭なるやう分類せり。二、字音系統意字象形字の特定に依り適宜に類集せり。三、字書意義等には疑問の起るべき要點を詳説す。四、筆順に付きては文部編纂の方針に依る。五、兒童の記憶を助くべき興味ある教授法を設けり。六、何れの文字にても、何教科書に於て如何なる形に於て表はれたるかを一見して分明ならしむ。如斯して教授篇と教材篇とに別ち、各學年分冊として教師の使用に便す。

郵税	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年
各金	四拾五錢	四拾五錢	四拾五錢	四拾五錢
近刊	四拾五錢	四拾五錢	四拾五錢	四拾五錢

東京神田 株式會社 同文館 表神保町

終

